

1. 議事日程第2号

(平成20年第3回大口町議会定例会)

平成20年3月7日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	木野 春徳
11番	齊木 一三	12番	倉知 敏美
13番	酒井 久和	14番	吉田 正輝
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎭	副 町 長	社本 一裕
教 育 長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	総務部参事 兼 情報課長	小島 幹久
健康福祉部長	水野 正利	環境建設部長	近藤 則義
環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広	会計管理者	前田 守文
教 育 部 長	鈴木 宗幸	教育部参事兼 生涯学習課長	三輪 恒久
行 政 課 長	近藤 孝文	企画財政課長	近藤 勝重

税務課長	松浦文雄	生活課長	村田貞俊
福祉課長	馬場輝彦	こども課長	鈴木一夫
保育長	稲垣朝子	保険年金課長	吉田治則
地域振興課長	星野健一	健康課長	河合俊英
建設課長	野田透	都市開発課長	近藤定昭
下水道課長	前田正徳	監査委員局長	掛布賢治
学校教育課長	江口利光		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近藤登	議会事務局長	佐藤幹広
--------	-----	--------	------

## 開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 議案に対する質疑

議長（宇野昌康君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） お尋ねしたいのは、育児短時間勤務職員に臨時職員というのはなれないということになっていきますけれども、私ちょっとよくわからないのですけれども、予算書等々を見ても臨時職員というのはいっぱいありますよね。そうした臨時職員というの、実態として、まず本当に臨時的な職員なのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

育児休業の一部改正に伴いまして今回の御質問ですけど、育児短時間勤務の職員に臨時職員が採用されないかどうかということ御質問なんですけど、答えとして採用は可能ということでございます。

前段にありますのが、育児短時間勤務職員にかえて、任期付きの短時間勤務職員を採用することができる。ですから、できる規定でありますので、なかなか任期付きで採用をお願いしましても応募がないのが実態でございます。ですから、こういう案件が出てきましたら、臨時職員さんをお願いするのも一つの手かなあというふうに考えております。

それから、臨時職員が本当に臨時的な職員なのかどうかという御質問なんですけど、そのとらえ方は非常に難しいものがありまして、明確にはお答えはできないんですけれども、前段に

あるのは半年ごとに雇用協議をかけまして、その雇用協議の内容に応じて該当者の方が応募していただくと、そんなような状態になっておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 今の御答弁は、その育児短時間勤務職員に臨時職員はなれるのかなれないのかということなただけけれども、その臨時職員というのは本当に臨時的なものなのかどうかというのは、私は非常に問題だと思うんですよ。仮に雇用契約が半年ごとであったとしても、それが常態化している。常態化していれば、それはもう臨時とは言えないんじゃないですか、これは実態として。であるのならば、臨時職員という身分というものは臨時とは言えないわけですので、正職員化していかないといけないんじゃないかと思うんですね、そういう意味では。それをそのまま放置して、6ヵ月ごとに雇用契約を結んでいるから、そのままそれは臨時職員なんだという見解のようですけども、それは私はおかしいというふうに思います。

例えば臨時職員の方で、3年以上同じ部署で勤務されてみえる方はどのくらいあるんですか。その点ちょっとお尋ねしておきますけれども。

議長(宇野昌康君) 行政課長。

行政課長(近藤孝文君) 3年以上同じ部署で勤務してみえる方ですけど、63名です。63名の方が3年以上お勤めになってみえます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 臨時職員として3年以上63人もおられるということですけども、例えば派遣社員の場合ですと、3年以上お勤めになられると、雇用主が正社員化するように申し出なければならないということも一方で言われていますよね。この臨時職員というのは派遣社員とは違いますけれども、しかし不安定な雇用形態であるということには違いないと思うんですよ。しかも、63人もの方が、これはもう臨時ではなく常態化しているというのが実態なわけですから、これはその臨時職員になっておられる方に対して、正職員にするような方向をきちんと役場として持たないといけないんじゃないですか。必要な人なんですから。臨時ではないんですよ、業務の内容も含めて。臨時というのは、単発的に、私も固定資産税の係におったことがありますけれども、例えば評価替えというのが3年に一度ずつあると思うんですけども、そのときに忙しくて人が足らんと。そういうときに雇うのが臨時職員なんじゃないですか。これが本来の姿だと思うんですよ。63人も3年以上も臨時職員を続けてみえるということは、もう職場の中で仕事が回らない、そういう状態が慢性化しておるといったことじゃないですか、これは。だから、こういう方々については、もはや実態としては臨時職員とは言えないんですよ。

にもかかわらず、育児休業の法律の関係の整備でいくと、臨時職員という名目だけで実際には育児のための短時間の勤務職員になれないというのも、これはおかしな話だと思うんですね。実態は違うんです。実態は、もうこれは常勤職員と同じなんです。だから、そういう意味では、やはりこうした臨時職員のあり方についてきちっと町としても、例えば一定の経験年数等を考慮して正職員化すべきじゃないですか。それが私は本来の姿だと思うんですけれども、いかがですか。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） ある程度経験年数を積まれた臨時職員さんを正職員化すべきじゃないかと御質問なんですけど、一つ言えることは、無条件に採用はできない。できるとしても、年齢制限なしの公募による採用ができるんじゃないかと思います。この件につきましては、私がこの場でどうこうということはお答えできませんので、検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 大変難しい法文で、解釈するのに相当な時間を要するわけですが、法文の中で「任命権者」という文言が多々出てくるんですが、その任命権者というのはどういう方を指すのか、ひとつ教えていただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 齊木議員の御質問にお答えします。

任命権者というのは、町であれば大口町長だと思います。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 条例の中で、任命権者は町長の許可を受けてとか、いろんなそういう文言があるんですが、私の解釈では、その任命権者が町長でないという解釈をしておるんですが、間違っておるのでしょうか、ひとつお尋ねします。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 教育委員会部局であれば教育委員長が任命権者になるかと思うので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 育児休業を今まで活用した事例というのはどの程度あるのか、男女別が

わかればその辺お願いします。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 育児休業の男女別の件数までは持っておりませんが、現在育休をとってみえる方は12名です。それから、これから産休等に入られようとしている方が4名ということで、16名になるかと思います。よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 一部の企業を除いて、まだ民間ではなかなかこうしたことについての権利が保障されるという状況にはないと思うんですが、男女共同参画や、あるいは子育て支援というような意味からは大変重要なものだと思うんですが、これらをきちんと保障していくために、任期つき職員の採用も可能であるということですが、今までも任期つき職員の予算は上がったけれども応募がなかったと。実績がないと。その原因はどこにあると思われますか。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 職員グループの担当者に聞いてみますと、難しいのは期間がすごく限られておると。例えば前回であれば3年なら3年という任期に対して募集しますと、その3年は保障されるんだけど、その3年先が見えてこないというのが現実かなあということを申しましたので、やはりそこに問題があるだろうということは思います。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 保育園でそういう予算を計上したことがありますけれども、応募がなかったというのは記憶しておりますが、どういう条件をもっと充実すれば、そういう任期つき職員の採用が可能になるとと思われますか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 非常に難しいことだと思っています。保育園で確かに過去に任期つきの職員の募集をしましたところ、応募者がなかったという例があるわけですが、その以前には例の愛知万博のときに任期つき職員の採用を、外国語ができるというようなことをお願いをしたという経過が過去にはあるわけですが、短期間でうまくそういう一つの目的・目標、そういうものであればこの制度の活用は可能なかなあと思いますけれども、やはり先ほど行政課長が言いましたように先が見えないような状態での任期つき、我々の側からそれを一定の期間お願いをしたいというのは、定職につきたいと思ってみえる方については、ちょっと条件的に不利なのかなあと思っていますけれども、それをどういうふうクリアすることができるかということは、職場の状況、あるいは本人さんの意向等がござい

ますので、一概にこれだというものがちょっと見当たらないんじゃないかと考えております。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第5号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第6号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。  
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 給与にかかわることですのでお伺いしておきたいんですけども、町長の施政方針の中で人事評価制度を導入するという文言が実は出てきているわけですけども、この人事評価制度なるものは一体どういうものなのか、ちょっと説明もいただいておりますので、ぜひ御説明がいただきたいと思います。

それからもう一つは、簡単なことなんですけれども、扶桑町と大口町とどちらが平均給与が高いのかということなんです。この点についてもお答えいただきたいのと、それから地域手当が平成21年度限りという文言が条例の中にありますけれども、このことによって地域手当を削減というよりも全廃するという感じなんですかね。私ちょっとこれわからんのですけれども、各級別に1人年間幾らぐらいの減収になるのか、この点について教えてください。以上です。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） それでは、吉田正議員の御質問にお答えします。

人事評価制度そのものは、今作成しておりますので、もうしばらくお待ちくださいませ。最終的に人事評価制度そのものが給与に反映されるものだと思っていただければ結構かと思えます。

本人が1年間にどれだけ目標を持ってやり遂げたか、その成果というのは他人と比べるのではなくて、その人が持っている能力がその1年間にどれだけ発揮されたかどうかということ。第1次評定者である課長、それから第2次評定者である部長が評定して、それを給与に反映する計画を持っております。

それから平均給与ですけども、扶桑町の方が6万5,000円高いです。平成18年度ですけど、大口町の1人当たりの給与が596万1,000円、それから扶桑町が602万6,000円、差し引きが6万5,000円、扶桑町の方が高くなっております。

それから、削減に対するシミュレーションですけど、給料プラス扶養手当プラスそれから管理職手当に1.485倍していただきますと、その方の年間の差額が出てきます。例えば20万円の給料であれば29万7,000円の差が出てきます。

それでは1人ずつ読み上げていきます。勤続3年、26歳、主事、単身ということで想定してください。現在もらって見える給料が19万2,800円、地域手当が1万7,352円、ボーナス等入れて年間28万6,308円が減少されます。それから勤続10年、35歳、主任、扶養手当を想定しております、配偶者1人と子供2人、特定扶養対象外ですね。ですから、18歳以前のお子さんを持って見えるという想定ですけど、給料が26万6,200円、扶養手当が2万6,000円、地域手当が2万6,298円ということで、ボーナスも含めまして43万3,915円が減少されます。それから勤続15年、40歳、主査、同じく扶養手当を配偶者と子供2人、同じく特定扶養対象外ですけど、想定して計算しました。給料が32万5,100円、扶養手当が2万6,000円、地域手当が3万1,599円、廃止された影響額が52万7,965円。続きまして、勤続20年、45歳、課長補佐、扶養手当は配偶者1人と子供2人、特定扶養対象外で算定します。給料が37万1,100円、扶養手当が2万6,000円、地域手当が3万5,739円、ボーナス等を含めまして年間に60万4,722円減少されます。それから勤続30年、55歳、課長、給料が41万1,400円、扶養手当は配偶者のみということで扶養手当が1万3,000円、管理職手当が5万4,000円、地域手当が4万3,056円、年間のボーナス等影響額を入れますと71万3,544円が減少されます。続きまして、最後のモデルケースですけど、勤続34年、57歳、部長、給料が43万5,100円、配偶者1人ということで扶養手当が1万3,000円、管理職手当が7万800円、地域手当が4万6,701円、ボーナス等を含めた年間の影響額が77万7,134円が、地域手当が廃止をされた影響額です。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 今の地域手当の削減というのは、物すごい金額ですね。こんなことを22年度から本当にやっていいんでしょうかね。そのことでちょっとお伺いしたいんですが、では国家公務員と給与の実態が違うということは御認識されて見えるんですか。

例えば2年ごとに変わるんですよ、あの人たちは地域手当のあるところへ、地域手当が切られないように。実態はそうなんですよ。名古屋は地域手当がある。だから、国家公務員の方々は地域手当のあるところと往復するんですよ、地域手当のないところと。それと、地域手当の低いところ。それはどうするのかというと、そこと往復するんですよ。2年間は前のところ保障してくれますからね。地方公務員はそんなことできないでしょう、現実の話は。一生、これだけの数字が違ってくるんですよ。そんなことを国家公務員に準じた給与の支給の実施に伴いというのはとんでもない理由ですよ。全然国家公務員に準じていないですよ、実態が。実態を見ていないんですよ、これは。だから、法律の文章ばっか見ておってもわからないですよ、現実の話は。税務署の職員だって、みんな2年置きにかわっていくじゃないですか、大体。裁判所だってそうですよ。2年もたたんうちにいなくなるんですよ。名古屋と往復ですよ、行った

り来たりの。これはやっぱり実態を知らな過ぎるのと、それから急激にこんなに職員の方の給料を減少させることが、果たして働く意欲につながるんですか。

人事評価制度まで導入するなんて言っていますけど、例えば人事評価制度を導入されて、一部やっている一部事務組合などもあるんじゃないですか、既に。そういったところは、大体昔の1号というのが今の4号分ぐらいだと思っただね。四つぐらいに分割しているからね。そういうことなんだけれども、すべての人が4号ずつ上がっているかということ、実態はそうじゃない。2号だったり3号だったり。だから、今までの昇給幅が実際には低く抑えられている。逆に、4号を超える5号、6号というふうに特別に昇給している人がいるかということ、いないんですよ。だから、実態としては、この人事評価制度を導入することによって何が行われるのかと云ったら、賃金の大幅な削減ですよ。それとあわせて、この地域手当を削減するというのは、本当にダブルパンチですね、はっきり言って。そういう代物なんです。

こうしたものを国家公務員に準じた給料等、こうしたものに準じて実施するというのは、甚だ見当違いじゃないですか、これは。違いますか。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 吉田議員の御質問にお答えします。

国の給与、もろもろの手当というのは把握しておるわけでございます。私も一納税者でありまして、国家公務員がこれほどまでにしているんな手当をもらっているかということを知った上では、本当に情けなく思ったんですけど、例えば広域移動手当、人事異動に伴いまして手当が支給されております。それから本府省手当、これは本省府省に優秀な職員を集めるために手当が盛り込まれます。それから先ほどおっしゃいました地域手当の移動保障、地域手当が低いところ、もしくはないところへ勤務した場合の保障を2年間にわたって行われるという制度があるということも知りました。それから地域手当の特例ということで、成田国際空港、並びに中部国際空港につきましては常滑市にございますけど、常滑市の地域手当がゼロです。国家公務員を守るために、中部国際空港へ勤務する国家公務員については15%上乘せしましょうという制度もあります。

私たちは、一納税者でありながら地方公務員ということでこれを受けなきゃいけないという立場にあると。それはどうしてかということ、地域手当を削減しないと特別交付税をカットしますよということまで今来ております。特別交付税は1,600万ほどもらっておりますけど、これを地域手当、平成20年度ベースで言いますと約6,600万円の予算化をしておりますけど、それを引きかえに特別交付税の削減を国は言っておるわけなんですね。これを絶えず国は公表してきます。ということは、この間、愛知県が1月19日に、愛知県自体もあれほどかたくなに守っておった地域手当10%を見直しせざるを得ないという状況に追い込まれたということを公表

しております。ですから、大口町と一緒になんです。大口町は、地域手当ゼロにもかかわらず9%支給されていますよということを中日新聞並びに大きな新聞に公表された折には、その非難を受けるのは大口町役場であって、議員さんが幾らこの条例は廃止だとおっしゃっていただいたところで、納得するかしらないかは住民次第だと思います。地域手当6,600万円払うことによって、本来住民が受けるべき1,300万円なり1,600万円の特別交付税が受けられなくなった、その責任は一体だれがとるんだと言われたときに、役場は答えなきやいけないわけなんです。これは条例で定められておると。だから、条例で定められていると言ったって、それはあなたたちが無理やりつくった条例でしょうということをつつかれると、私たちは返す言葉がない。ですから、この条例を上げたっていうのも、本当は泣く泣く上げているわけですね。それを御理解していただければわかるかなと思うんですけれども。申しわけございません。

それと、人事評価制度の採用と言いましたのは、去る2月21日に職員組合を集めて説明会をやったわけなんですけど、そのあたりで職員からもそういう声が出ておることは事実なんです。削減された地域手当は仕方がないというか、わかったと。じゃあそれに伴う、自分たちが給与への反映をどうしたらやれるのかという、働いた分だけ、評価された分だけ賃金を保障してくれるシステムにしてほしいという声は事実あります。ですから、今のようにみんなが手をつないで、同じように四つずつ進むのがいいのか、1年間、できる者できない者じゃなくて、頑張った者が、八つは無理かもしれませんが、六つ上がる制度がいいのかということへ、今大口町が来ておるんじゃないかと思います。

ですから、私は個人的にも地域手当の恩恵を受けて、子育ても終わった年なんですけど、これから若い諸君、結婚して家をつくって、その家に対してローンを抱えている職員もおります。その彼らに対してどうやったら報いができるかという、やはりその制度しかないんじゃないかと。新たな手当をつくること自体、国は認めませんし、その給料表の大幅な改定というのは人事院勧告しかありません。そんなときに、どうしたら働く気になってもらえるかという、今言った頑張った分だけ給料が上がるという制度がいいんじゃないかなあと思って、今人事評価制度そのものをつくっております。

なお、賃金というのは働いたものの対価であるということを思います。給料先にありきではなくて、労働があって、労働に対して賃金が後からついてくるものだということを大学で学んで、きょう初めて皆様の前でお話しするわけなんですけど、そういう考え方に立てば、やはり今私たちの給料が安いかもしれませんが、これはこれで一つの世界かなあと私は個人的に思います。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番（吉田 正君） 胸に詰まるような御答弁だったと思っております、本当に一生懸命、そういう意味ではこれをどうするのかという、この問題は大きな問題がありますので、ぜひさらに、これからまだ人事評価制度も今つくりつつある状況だということですので、そういうものができた段階では、ぜひ私も報告も聞きたいですし、また課長さんの胸に迫る御答弁もぜひお伺いしたいというふうに改めて思いました。

それともう一つ、私、12月議会で取り上げたんですけど、臨時職員の人、5年たつと昇給が今まであるわけですけれども、これは案として、昇給はなくなるよという案が今のところ、12月の段階では示されておられたんですよ。逆に言うと、5年以上の経験年数のある人は給料が下がっちゃうということになる、そういう案だったと思いますけれども、それは一体どうなるんでしょうか。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 12月議会でも、私が答えたかどうかわかりませんが、臨時職員の賃金を平成20年度にかけて見直しをさせさせていただきました。詳細については資料でお示しできないんですけど、従来ですと3段階、5年勤めていただきますと、一般事務員であれば770円、5年後には810円、さらに5年後には850円という形で上げさせていただいた制度を、平成20年度から一律にさせていただきました。その中で、一般事務の土・日及び祝日を含む勤務の方にはそれなりの手当をつけて、平日の勤務の方とは差をつけました。

一般事務につきましては、従来850円であったものを20円のカットをいたしまして830円という見直しをさせていただきました。見直しというよりも引き下げ、カットです。これにつきましては、庁内10名ほどの臨時職員さんがお見えになりまして、去る2月20日、それから2月29日に10名の方にお会いしまして、それぞれ経過並びにおわびを申し上げました。

経過といいますと、近隣市町の臨時職員さんの賃金を計算する中、3段階設けているところがなかったというのが1点と、その中で850円に持っていけなかったというのが、予算的なこともあるかもしれませんが、持っていけなかったのが事実です。結果的に830円という賃金を設定してしまいましたけど、今回設定した賃金なら多くの臨時職員さんに応募していただけるんじゃないかという単価だと私どもは自負しております。ただ、何度も申し上げますように、10名の臨時職員さんについては非常に申しわけなく思っております。実際、心の中はわかりませんが、御理解していただいたと思っておりますし、それに対する責任を負うということであれば、私は何らかの形で責任をとらせていただく覚悟しております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） ちょっとお尋ねします。

今の本当にすばらしい回答をいただきまして、ありがとうございます。

この人事評価のことで、目標という言葉が出たんですけど、民間企業であるならば、物を製造するというようなときには非常にわかりやすいんですけども、こうした行政の仕事というのは目標というのが非常に立てにくいかと思います。目標に向かって、その達成率で評価をするといったようなお言葉でございましたけれども、本当に一生懸命やっておるんだけれども、その目標というのはどんなものであるかといったようなことも皆さんの御理解を得て、その目標が果たしてきちんと伝わるかなあという心配をしておりますので、各部署でも違うと思えますけれども、そこら辺をよく理解していただいて、その目標に向かってやっていただく。目標が何であるかもはっきりせんうちに頑張れ、頑張れといったって、何を頑張ったらいいのかというようなことも考えられると思いますので、そこら辺も事細かに、一生懸命やっておるんだけれども評価が低いといったことも多々あるかと思っておりますので、お願いしたいと思えます。

それから、扶桑町と大口町の賃金の格差ということで御答弁がございましたけれども、経験年数とか平均年齢だとか、そういったものも若干加味されるのではなからうかと思っておりますので、もしわかったら、そこら辺も横並びにさせていただいて発表していただくと、ただ賃金が低いということもよくわかると思えます。

それと、本当に大口町の職員の給料が低いということであるならば、優秀な職員の方、先ほども議員の中からお話がございましたように、少しでも働いて給料を得て生活するのが我々でございまして、その給料を確保するために、一生懸命働いて優秀な人材を確保する、よそへ逃がさないというようなことも必要ではなからうかと思っております。地域の方でも、同じように働いておって、ある試験を受けて、あっちが給料が多いで私やめますと行ってやめていく人も多々あります。そうやってかわれる人はいいんですけども、かわれない人もおる。我慢しないかん。そういった人たちのためにも、やはりできるだけ正当な評価ができるようなシステムをつくっていただいて、いい人材にこの大口町の職員として働いていただくことをお願いします。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） どうもありがとうございます。

目標設定という話なんですけど、目標設定は各課の目標もあるだろうと思えますし、それからその上にあるものは町の目標でありますし、町の目標というのは住民へのサービスの提供がより大きなものになることだと思っております。ですから、そのよりよい住民サービス提供のために、各課がどのような年間の目標を持つか。その課の掲げた目標に対して各グループがどのような目標をさらに持つか。グループが掲げた目標に対して、その構成するグループ員がどのような目標を持つのかというのをつくらせてまして、評価をするわけでございます。その目的

設定のための評価を4月か5月に、それから中間の評価を8月から9月ごろに、それから最終の評価、勤務評定の範囲になるような評価を1月にというふうに考えております。

それから年齢ですけど、現在持ち合わせておりませんので、また後から御提示させていただきます。

それから賃金と評価の件ですけど、どの求人誌を見ても賃金を書いてございます。その賃金に対して自分の生活を設定して、その職場に応募されるかどうかはわかりませんが、幸か不幸か、大口町はここ二、三年、給与を公表しないで人事採用を行ってきました。それも公表しないにもかかわらず優秀な職員が応募してくれまして、現在の大口町を支えておってくれるわけなんですけど、この公表しない方がいいのかどうかということとはわかりませんが、私としては今年度の4月から、予算をお認めいただいた上での話なんですけど、職員採用を予定しておりますので、その際には給料を公表して募集したいと思っておりますが、評価につきましては昨年末、評定者である課長並びに部長が評定者のための研修を受けましたし、また来年も同じような評定者の研修、それから今度は評定される側の被評定者の研修も計画しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) 一つだけお聞きしたいと思います。

先ほど人事評価制度、現在作成中というようなお話がございました。その中に、何項目ぐらいの目標を立ててやってみえるか。実は私、会社のことを申し上げて申しわけありませんが、人が人を評価するということは非常に難しいことなんです。上司が下を評価する、部下が上司を評価するということは非常に難しいことなんです。数字ではなかなか出ないと思うんですが、ただこれについて私は一つお願いしたいことがあるわけですが、目標設定を持っていただくような項目を入れていただきたい。ということは、上司と職員との間に、いつまでにはどういう目標を持ってやる。その目標の結果がどうであったかを評価して、個人を評価していただくようなことを考えてやってほしいと思っておりますが、その辺のところはいかがですか。

議長(宇野昌康君) 行政課長。

行政課長(近藤孝文君) 酒井議員の御質問にお答えします。

今の目標に対する評価なんですけど、先ほど言いましたように、目標を設定したときに、その目標をいつまでに達成するのか。ちょっと具体的なことが申し上げられないんですけど、例えばうちで担当しております避難訓練のことであれば、ことしの9月の何日にどこどこで、どのような形で計画したいと。それに対してこのような予算を投資してと、そんなような目標を持たせて、それに対して、評価時には、実施した目標に対してどのような結果であったかを聞

き取りをしますから、そのときに適正な評価というか、彼が頑張ったかどうかということが評価できるだろうと思いますし、また第2次評定者である部長がそれなりの評価もしてくれるだろうと思いますので、よろしくお願いします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第6号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第7号 大口町学習等共同利用施設並びに大口町公民館分館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 1点だけお尋ねをしておきたいと思うんですが、公民館分館、これ地域の活動拠点として活動推進事業ということが今回の予算立てで、たしか2件か3件の予算計上がされております。これ、昨年9月ごろだったですか、今の事業が上がってきたのが。今のところ、申し込みがある分館というのが何件ぐらいあるか、お尋ねしておきたいのと、それからこの事業に関して、継続性ですね。今区長会で諮られて、まだ全部の利用施設が申し込みではないと思うんですが、区長さんもかわられますと、それなりに各区の対応も変わってくるんじゃないかと思いますが、それについて事業の継続性、何年ぐらいを目標にやられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長（三輪恒久君） 条例の改正に伴って、関連的な質問だというふうには私は解釈しております。

実は、この条例の改正は換地処分によってということで、竹田の学共の住所の変更ということとであります。今御質問をいただきました公民館分館活動の事業につきましては、平成19年度の予算をいただきまして、区長会にお諮りし、説明してまいりました。その中で、これからは生涯学習基本構想にのっとり、地域の皆さんが本当に教育力を上げるための施策を私どもが提供し、地域の住民がみずから活動をするという意味合いもありまして、公民館分館活動の施設の支援を実はしております。そこで、その説明の中でどのぐらいの地域から応募があったかということではありますが、実は4地域が応募といたしますか、みずから公民館分館活動を実施していきたいということとあります。

そこで、補正等もお願いを申し上げまして、その施設の整備、例えば空調機の入れかえ、さらには洋式トイレの入れかえ、それからバリアフリーでありますところの玄関のスロープをつ

くるとか、それから手すりを設けてあげるといふようなところを、今の4地域で活動の内容を見がてら実施をしてきております。それで、これはあくまでも今のところはモデル的というんですか、本当にやりたいという地域であります。それは私どもの生涯学習としましては、全地域がこのような形で活動をしていただければ、全面的な施設の支援を行って活動のやりやすい状況をつくってまいりたいと思っております。

この4地域については、モデルといいましても、今後継続的に実施されるものだというふうには私は考えております。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第7号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第8号 大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 北部中学校の体育館、並びに屋外運動場ですけれども、これは貸してもらえなくなっちゃうんですか。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長（三輪恒久君） 条例は、北部中学校が統合されますので、施設としてはなくなるということで、教育課の方が条例の廃止をしておると思います。それに伴いまして、これは学校の施設を利用して町民の皆さんに利用していただくものでありますので、実質的には学校開放ではありませんが、あくまでも普通財産の施設として、学校が開校されるまで暫定的に生涯学習が屋内、屋外を管理し、学校の校舎そのものは学校教育課が管理をしていくということでありまして、ですから、従来どおり利用していただくことが可能であります。

今スポーツ施設、非常に盛んになりまして、皆さんが取り合いの状態になっております。そこで、私どもはスポーツ少年団、さらには体育協会だとかいろいろあります。そこを集めまして、こうしたけんかにならないように、学校開放の施設につきましては、もう事前に調整をして割り振っております。それで、今までは学校開放をさらには一般体育施設まで入ってくるといふことになりましてお金が非常にかかってきます。ですから、スポーツ少年団、ウィルは土曜・日曜の午前中については使用をさせる。それから、夜については一般の開放でいくという形で皆さんに説明をし、理解をしていただいたところでありまして。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 宇野昌康君 ) これをもって議案第 8 号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第 9 号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

( 挙手する者あり )

議長 ( 宇野昌康君 ) 吉田正君。

1 番 ( 吉田 正君 ) ちょっと関連的な質問になるかもしれませんが、実はこの母子家庭の医療費の支給については、昨年の 8 月から所得制限が設けられているんですね。40 人ぐらいの人だったですかね、該当しなくなっちゃった人というのか、所得制限によって。そうした人の声は、町の方としてはどんな声を聞いておられますか、そういった方々から。

議長 ( 宇野昌康君 ) 保険年金課長。

保険年金課長 ( 吉田治則君 ) 吉田正議員の質問にお答えします。

現在のところ、当然窓口で毎日職員が対応しておりますけれども、窓口、電話等でのこれに関しての話は聞いておりません。

( 挙手する者あり )

議長 ( 宇野昌康君 ) 吉田正君。

1 番 ( 吉田 正君 ) やっぱこういうことというのは聞くべきだと思うんですね。さっき給料のことで、行政課長さんも該当する人を臨時職員 10 人ぐらい集めて説明会も開かれたというふうなお話も聞くわけですけども、それとはちょっと対照的なんじゃないかなあと思うんですね。こういうことで所得制限が設けられたから、あなたは該当しなくなりましたよと。多分手紙は行ったと思うんですね、恐らくね。だから、その手紙によってわかったでしょうけれども、しかし実際に該当された方、所得制限でもう助成が受けられないという人の声も聞いていくべきだと思うんですよ、今後の施策として。所得制限を設けたことが本当によかったのか悪かったのかというのは、聞かないとわからないですよ。その方々の生活がどうなっているのかということがわからないわけですから、そういう意味では私はこれは聞くべきじゃないかと思うんです。どうですかね。

議長 ( 宇野昌康君 ) 保険年金課長。

保険年金課長 ( 吉田治則君 ) 母子家庭等の方については、全体的に非常に所得が低いというのは重々感じております。議員の御指摘いただいたとおり、おいおいそら辺の状況も何らかの形で聞いていきたいというふうに思っております。以上です。

議長 ( 宇野昌康君 ) 他にありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 宇野昌康君 ) これをもって議案第 9 号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第 10 号 大口町後期高齢者医療に関する条例の制定について、質疑に入ります。  
ありませんか。

( 挙手する者あり )

議長 ( 宇野昌康君 ) 吉田正君。

1 番 ( 吉田 正君 ) この後期高齢者医療の普通徴収のことがここに書かれているわけですが、私よくわからないんですけれども、一体どういう人が普通徴収になるのかという説明がいただきたいのと、それから最高限度額は、たしか普通徴収の人でも 50 万円なんですよ。それからもう一つ聞きたいのは、この納期の問題なんです、平成 20 年度、この条例を見ると 8 期で徴収するという事なんです。例えば国保だと 10 期ぐらいで徴収していますよね。それと比べると、納期の数が少ないと思うんですが、これはたまたま 4 月から始まるものだから、事務的なもので間に合わんと。これが平成 21 年度以降はそうじゃないよというふうになるのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

それからちょっと通告してなかったんですけれども、要するに普通徴収ということは滞納もあり得るわけですね。払えないということで滞納される人もあると思うんですね。そうすると、滞納すると一体どういう処分が下るのか、そのこともあわせて教えてください。以上です。

議長 ( 宇野昌康君 ) 保険年金課長。

保険年金課長 ( 吉田治則君 ) 4 点ばかり、吉田正議員から御質問を受けました。

まず普通徴収となるものというのは、年金の年額でございますけれども、18 万円未満の方、それと介護保険料と合わせた保険料額が年金額の 2 分の 1 を超える場合は普通徴収ということになります。

次に、最高限度額につきましては、議員がお話しされたとおり 50 万円であります。

次に、納期をなぜ 8 期にしたかということでございますけれども、これは当然徴収は市町村が役割を担うわけでございますけれども、これにつきましては仮算定をしないというようなことで、県内統一をして 8 期にしたということでございます。

次に、普通徴収において滞納が出ると、そうした場合はどうなるかということでございますけれども、この条例等におきましては 1 年以上滞納した場合には資格証明書を出していくというふうになっております。以上です。

( 挙手する者あり )

議長 ( 宇野昌康君 ) 吉田正君。

1 番 ( 吉田 正君 ) 過酷なものです。普通徴収になるというのが、要するに年金の額が月

にすると1万5,000円未満の人が普通徴収になるということと、それからこの後期高齢者医療の保険料と介護保険料を合わせると、年金支給額の2分の1を超えちゃうと、これは年金から差し引きができないからということで普通徴収になる。年金から引けないということをおっしゃって、それで普通徴収するというのは本当におかしな話じゃないですか。違いますか。国は年金から引けれんと言っておるんですよ。引けれんものを普通徴収で取ればいいというのは、全く理解できないですね。そうでしょう。おかしくないですか、これ。どう考えてもおかしいんですよ。納得がいかない。私は理解がとてできないんです。なぜそれが普通徴収なら取ってもいいんだという根拠がわからないんですよ。年金から引けれんと言っておるのに普通徴収で取るという、こんなばかげたことがあるのかということなんです。だから、おかしいですよ、これは。だから、こういうことをやって本当にいいのかなあということを私は思いますね。

それからもう一つ、納期の問題ですね。仮算定をしないということなんです。今の大口町の国民健康保険だと仮算定が2回か3回ぐらいあるんですよ。それで今10期でした。10期で分かれているんですけども、前は多分6期だとか4期だとか、もっと数少なかったと思うんですよ。これはだんだん高齢者もふえてきて、年金などで暮らしてみえる人もふえてきて、払う数をふやしてもらわないと払えんという声も多くなってきて、国保でも10期になったと思うんですけども、8期にするというのは、これはやっぱり私は片手落ちじゃないかというふうに思うんですよ。仮算定をしないからこうなっちゃうんだと言われればそれまでかもしれませんが、こういうことでは、やはり私は滞納がこれからもふえていくんだろうというふうに思います。

今、大口町の国保の滞納世帯が330世帯ぐらいだったですか、以前の議会の質疑の中であったと思うんですけども、これは町内の人だけを対象にしてそれぐらいだったというふうに記憶しておるわけですけども、引っ越した人は除いてね。だから、今の国保の加入世帯が大体3,300か3,200ぐらいの世帯数でしょう。そうすると、大体1割ぐらいの世帯が滞納しているという状況があるんですよ。だとすると、この後期高齢者の普通徴収に係る滞納もその程度は見えておかないといかんのじゃないかと思うんです。だとすると、この75歳以上の方に対して、払わなかったからといって保険証を渡さないということになったらどういうことになるんですか。死ねと言っておるようなものじゃないですか。10割をお医者さんで払わないと医者にかかれなくなるんですから、資格証明書というのは、国保のときでも調べてもらいましたけれども、資格証明書をもらった世帯はお医者さんにかかったことがあるのかという調査もしてもらいましたが、一度も医者にかかってないですよ、そういう世帯は。それはかかれるわけじゃないですね。保険税が払えないんですから、医者代をどうやって10割払うのと。払えるわけがないんです。これと同じようなことを75歳以上の人にも負わせて本当にいいんですか、これは。そういう意

味でも、大変、この徴収の部分だけで見ても、非常に問題がある制度だと思うんですよ。

その1点目の、なぜ普通徴収なら徴収できるのかということと、介護保険料と合わせると2分の1を超える人は普通徴収するということなんだけど、なぜ普通徴収ができるのか。そのことと、今の資格証明書の問題。75歳以上の人にそんな資格証明書を発行するなどという冷たい行政ではいかんと思うんですよ。どうですか。

議長（宇野昌康君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） まず年金からの天引きの件ですけれども、年金から天引きするというものについては、まず年金保険者による優先ということがございます。例えば社会保険庁、次に国家公務員共済組合連合会というような優先順位でございます。さらに、年金種別により優先順位ということで、これが社会保険庁の老齢基礎年金、次が国民年金老齢年金というような順序がございます。この優先により、年金から天引きされるかどうかというのを判定するというので、例えば社会保険庁から遺族厚生年金をもらってみえる、それから共済の退職年金をもらってみえると、二つもらってみえる方がありますと、まず社会保険庁が優先になりますので、社会保険庁の方で2分の1判定をして、オーケーならそこから引き落とすと。それがもしだめなら普通徴収になるというような仕組みでございます。この方について、例えば共済で社会保険庁からもらう厚生年金より多くても普通徴収に回るといような形であります。

次に、仮算定の御質問をいただいておりますので、これにつきましては広域連合への実務者部会というのがございまして、こういう中で県内あわせた形で、一番は事務の軽減を勧告されて仮算定はなしでいくというような結論に達しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、滞納者は資格証明書というようなものでございますけれども、これにつきましてはあくまでもそういう方について接触する機会を多く設けて、納付相談に応じる機会を多く持つという形で、そういうのが決められているというふうに考えております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今、課長さんから御説明いただいたのは、例えば複数の年金をもらっていらっしゃるような場合だと順位があって、その順位に従って天引きしていくんだよということだと思うんですね。事実、そういうふうになっていると思うんですね。それはいいんですけども、しかし、年金額も少ない上に介護保険料と合わせると負担が2分の1を超えちゃう、そういう人は普通徴収になるんですよ。だから、そういう意味では、年金ですら引くことができない人からも、要するに普通徴収という形で徴収せざるを得ないというのがこの法律なんです。これが実際の年金制度と後期高齢者医療制度との矛盾点でもあると思うんです。

例えばこの後期高齢者医療の均等割の部分というのは世帯の所得で見ると、まず。た

しか世帯の所得で見るとはならずなんですよ。だから、世帯が一定、例えば課税世帯だとかそういうことになれば、均等割の部分は4万幾らという金額になると思うんですけども、愛知県の場合だと。その金額になっちゃいますよね、現実の話は。その後、所得割というものがあって、その所得割で計算するということになるんですよ。例えば御主人さんが200万円ぐらいの年金があって、住民税も課税されておいて、奥さんは60万ぐらいの国民年金しかないということであっても、均等割の額は一緒になっちゃうんです。4万幾らなら4万幾らというふうで、奥さんも御主人さんも同じなんですよ。奥さんの方が収入が低いからといって、均等割の額が少なくなるわけじゃないんですよ、均等割の額は一緒なんですよ。そういう意味では、非常に私は過酷な内容ではないかというふうに思うんですね。

だから、介護保険料と合わせて2分の1を超えると普通徴収というようなことも出てくるものだから、こういう項目があるんですね。私は、そういう点では本当にひどい内容だというふうに思うんです。

なおかつ、1年以上滞納すると、当年度は滞納とは言わずに未納ですね。当年度が過ぎて1年を経過するとこれが滞納ということになるんですね。最長2年ぐらい、2年まで行かないですね。一番最初から滞納しておるとすると、これ7月から徴収するとなると、翌年の8月ぐらいには滞納ということになって、資格証明書を発行していくということになるわけですね、法律上は。そういうことは、本当にやるべきじゃないと思うんですよ。75歳以上の人ですよ、これ。医者にかかれんようになったらどういうことになりますか。銭が払えんていってお医者さんに行けないということになったら。大変大きな問題だと思うんですよ。少なくとも大口町では資格証明書を発行しないということを宣言していただく必要があると思うんですよ。非常に問題ですよ、これ。75歳の人ですよ。男性なら、今平均年齢幾つだったですか、78ぐらいですか。女性だと84か85、そのぐらいですよ。男の方が短い寿命ですけども、そういう平均寿命にも近いような人に対して、そういう保険証を発行しないようなことはぜひやめていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（宇野昌康君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 資格証明書の話がありますけれども、これまで大口町、国保におきましても同じようなスタンスでいきたいと思っております。これも、いずれも広域連合が運営主体でございますので、大口町としましても広域連合と十分に協議を持ちながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 各区などで説明会をやってこられましたね。まずその状況や参加をされ

て説明を聞かれた方はどのくらいおられるか。それから、この周知徹底が、そういう制度になるらしいということは知っていても、一体自分の保険料はどれだけになるのかなんていう計算はなかなか難しくてできないという声がございます。そういう意味では、もっと親切なわかりやすい周知徹底をしないといけないんじゃないかと思うんですけれども、まずそのことについて。

議長（宇野昌康君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 田中議員の質問にお答えしてまいります。

まず地区説明会の状況でございます。きょう、大屋敷の方へ出かけますけれども、これが終わりますと、延べで550名を対象に説明会を行っております。今後も、あと3地区ぐらい予定があります。

また、広報等、対象者についての周知でございますけれども、リーフレットにつきましては11月号、ことしの2月号にこんなリーフレットを入れております。また、対象者自身にはそれぞれダイレクトメールで送っております。

それと、あと国や広域連合につきましても、国におきましては3月20日過ぎぐらいからテレビ等で一応PRというか、周知をしていくと。また、広域連合につきましても各医療機関へのポスター配布、それとラジオでの広報活動も予定をされております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 会社の社長さんとか法人の理事さんで、世間一般並みの報酬、あるいはそれ以上の報酬を受けている方たちも非常に怒っているんですね。社会保険に入っていて2分の1負担を法人からもらっているのに、今度は全額自分で払わないかと。最高限度額の50万払わないかと。本当にそういうかなりの所得のある人たちからも非常に怒りの声が上がっているところであります。

さて、お聞きをしたいのは、保険料の徴収は町がやるということだと、年金から差し引かれる分と、普通徴収は大口町の役場に持ってきますから徴収することはわかるんですけれども、年金から天引きするというのはどういうルートで大口町に集められるんですか。どういう方法で集められるんですか、どんなふうに。

議長（宇野昌康君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 特別徴収、普通徴収ともに大口町の事務の分担であります。年金から天引きされた保険料につきましては、大口町へ入ってくると、普通徴収も同じように大口町が受け入れるという形です。当初予算の方で審議をしていただくわけですがけれども、後期高齢者医療特別会計というのを設置して、その中で保険料を入れると。その入れた分をそのま

ま広域連合へ出すという形でございます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 二度手間をやって、事務がもっと簡潔にできるんじゃないですか。素人考えですが、年金から差し引くのは本人の意向にかかわらず問答無用ですね。広域連合が徴収すればいいじゃないですか。何で大口町が一度集めて、それから広域連合にやるなんて、そんな二度手間をかけるんですか。経費もかければ、人件費もかかる。電算化やなんかで集約して、広域連合で年金から天引き分も全部やればいいじゃないですか。なぜ大口町がそんなことをやらなければならないシステムになっておるのか。物すごい不合理だと思うんですけども、それはどうしてですか。

議長(宇野昌康君) 保険年金課長。

保険年金課長(吉田治則君) 確かにそのとおりだと思いますけれども、これにつきましては一応高齢者の医療の確保に関する法律、ちょっと条文は忘れちゃけれども、その中で徴収については市町村事務というふうにうたわれていますので、これは大口町だけの事務ではございません。県内どこの市町村も一緒でございます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) また揺り戻しがあって、不評で、それぞれこういう制度はなくせよと私もやっておりますので、なくなる段については、広域連合が直接徴収しているよりも役場が徴収している方が便利なのかもわかりませんが、いずれにしても私は二つのことを、また一般質問を行いますけれども、広域連合の議員として、各自治体から出ることができないと。物を決めるときに、我々物を言うことができないという、これは住民を代表する議員としては本当に情けない話です。すべての自治体から少なくとも1名以上の議員を選出できるように、している県もありますね。そういうふうにぜひ要望していただきたい。

それからもう一つは、今述べたことです。特別徴収について、なぜそんな二度手間をかけるのか。そのことによる損失はかなりのものがあると思うんですが、それは広域連合の方によくお尋ねをして、しかるべき機会にきちんとした説明をいただきたいと要望だけ申し上げておきます。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(発言する者なし)

議長(宇野昌康君) これをもって議案第10号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、11時5分まで休憩といたします。

(午前10時52分)

議長(宇野昌康君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

議長(宇野昌康君) 続いて、議案第11号 大口町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) この介護保険料は3年置きに見直し、見直しといっても大体値上げされるわけですが、今度の改正が多分平成21年になるんじゃないかというふうに私は理解しております。その前が18年が改正の時期で、第4段階で月額3,450円だったですかね、65歳以上の方の保険料になるわけですが、それで住民税等の、私から言わせれば改悪ですね。非課税から課税になってしまう人等々がいっぱいあって、2段飛び、3段飛びで段階を越えていく、そういう人について、これは余りにもひどいという声もあって、激変緩和というものが行われているわけですが、実はこの中に激変緩和されない人もおるんですね。この第4段階、第5段階の中には、例えば平成18年のときに65歳になっていない人は激変緩和にならないですね。仮に収入が本人も世帯も町民税がその時点で非課税であったとしても、例えば65歳の時点で第4段階で該当してきた人が仮におったとしても、この激変緩和の対象にならないんです。そういう人も、やはり激変緩和の対象にすべきじゃないですか。私はそう思うんですけども、いかがでしょうか。

議長(宇野昌康君) 福祉課長。

福祉課長(馬場輝彦君) 吉田正議員から、議案第11号について御質問をいただきました。

議員さんがおっしゃるとおり、18年度、19年度税制改正の見直しに伴って、18年度、19年度介護保険についても激変緩和措置がとられるという実績があります。それで、今回その激変緩和措置を来年度も引き続き、今年度と同じベースで実施をするということで、今回御提案を申し上げます。

その内容として、18、19をやって、19のベースのものを20年度も行うということで来ておりますので、今議員さんが御質問をいただきました17年の4月1日に65歳に達していない人については今回除かれるということでありまして、これは18、19をするときにそういう設定をさせていただいて実施をしております。ですので、今回はその3年スパンということを議員

さんもおっしゃいましたけれども、3年スパンの中で20年度も19年度と同等のことを行うということですので、そのルールはそのまま使用して、年齢についてはあくまでも17年の4月現在に65歳ということで設定をしますので、御理解がいただきたいと思います。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 18、19年度については、激変緩和ということで、その時点で65歳に達していなかった人については激変緩和措置が受けられなかったということなんです。じゃあ今回新たに20年度についても引き続きということで、これは新たな措置ですよ。そういう意味で言えば新たな措置でありますので、激変緩和措置が受けられない対象者というのは、新たな措置の中で救っていくべきなんじゃないですか。同じように激変緩和されなければならない人が現実におるのに、同じ収入で、同じ家族構成であるにもかかわらず、生まれた年が遅かったがために介護保険料が軽減されないということでは、やはり不公平なんじゃないですか。だから、今回新たに20年度については今までと違って、これを延長するというので、また新たな施策なんですよ。やはりその中で救っていくべきなんじゃないでしょうか。いかがですか。

議長(宇野昌康君) 福祉課長。

福祉課長(馬場輝彦君) 吉田議員から2度目の質問をいただきました。

今御質問の中には、新たな措置ということでおっしゃいましたけれども、措置としては新たな措置には間違いありません。18年、19年をして、一たんは19年で終わるということで国の方も進めて、これはできる規定ですので、中にはやってない市町村もあるんですけども、大口町としてそれを18年、19年したと。ですので、国の方の政令改正がなかったとしたら、20年度はやっていなかったらという想定をしております。ですので、そういう意味では新たな施策ですけども、数字を使うのはどこかといいますと、18、19を使って今回20年は19と同じ額、 $3分の1 \cdot 3分の2$ 、ですので普通は $3分の1$ 軽減して $3分の2$ 軽減措置、 $3分の3$ でゼロということになるんですけども、それをもう一度 $6分の5$ ではなくて一個前と同等のものを使うということですので、年齢に関しては前と同じ年齢のルールを使うと。これに関しましては、今現在の人を救うべきだろうという御意見だったと思うんですけども、あくまでもどこかで一線を引かなきゃいけないということですので、今、私が御説明を申し上げたとおり、18、19のものを1年延長して19年ベースのものを使うということですので、年齢については17年4月を使うということですので、お願いをいたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 激変緩和を行うということ自体は、賢明な措置だと思うんですね。後期

高齢者医療の保険料も徴収される、合わせてね。そういう過酷な状況に75歳以上の人にはこれから襲われるわけですので、当然そうしたものも続けていただかないかんわけですけれども、今67歳ぐらいになっておる人については激変緩和措置が受けられないということは甚だ不公平感が、その年代の中でそういう不公平感が実は生じている。これは、お互いに保険料のことを知らないからそういう問題にならないわけですけれども、知らないからいいというわけでもないと思うんですね。こういうことというのはあんまり知られてないんですけれども、しかし現実にはそういう差があるわけですので、これは是正するのがしかるべき道だというふうに私は思いますので、最初の18年度、19年度については2カ年にわたって行うということで、これは一つの施策であったわけですけれども、20年度というのは新たな施策ですので、これは検討をしていただいても何ら問題のないことではないかと思っておりますので、途中から変えてもいいわけですので、それは十分に御検討いただきたいと思っております。いかがですか。

議長（宇野昌康君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） 再度の御質問をいただきました。

検討をお願いしたいという御質問の趣旨であったかと思っておりますが、年齢の要件につきましては今回御提案をさせていただいた17年4月ということで、20年度は進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 関連的な質問になってしまいますけれども、介護保険料については激変緩和措置がとられる。国保税はなぜとられないのでしょうか。

ということは、税制改正に伴って非課税から課税になって、毎年毎年国保税が上がっておる人があるわけでしょう。介護保険料だけがなぜこういう激変緩和措置がやられて、国保税はやられないのか、ちょっとわからんものですから。

議長（宇野昌康君） わかりますか、その案件、今。

健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 国民健康保険税と介護保険料の設定の仕方なんです、まず介護保険料につきましては世帯課税なのかどうかという判断がされます。それに対して、国民健康保険税では基本的には本人の所得がどうかということで、そのあたりが大きく違うんじゃないかと私は感じておるんですが、といいますのは、介護保険はあくまで、先ほども福祉課長から答弁しましたように、18年から廃止されてまいりました所得額125万以下の非課税の廃止、これは個人に対するもの。これが結局介護保険料の算定で影響があるという部分で大きな違い

が国民健康保険税とはあるかなあというふうに理解しております。ちょっと説明が悪いかもしれませんが、そんな中でも、そういった違いの中で今回は介護保険料に特定した改正がされてきておると。さらに、吉田正議員の御質問の関連もございしますが、今回の措置につきましては、あくまで当時の改正政令の改正ということでございしますので、基準となる年の方につきましても、あくまでそのときに65歳であったということで、一応御認識をいただきたいと思っております。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第11号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第12号 大口町町営住宅条例の一部改正について、質疑に入ります。  
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 今回の条例の改正というのは、いわゆる町営住宅の入居者を、暴力団を防ぐということだと思っておりますけれども、この中に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員とありますけど、この規定というのをちょっと説明していただければと思っております。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 木野議員から、条例の中に入っております暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号は何であるかという御質問でございました。

これにつきましては、第2条で用語の定義をしております。この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるということで、その第6号の中に暴力団員として、暴力団の構成員をいうということになっております。暴力団はということで、ついでにつけ加えて言いますと、いわゆるその団体の構成員が集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいうというようなことで定義づけしているものでございます。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） いわゆる指定暴力団とか、きちっとしたそういうところに構成員として入っている場合ということで、例えば準構成員ですか、そういったきちっとした組には入っていないけれども、準構成員的な方は対象外ということでしょうか。

あと、今までに町営住宅でそういった方が入られたケースとか、問題が起きたということはないのか、どうでしょうか。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 今御指摘がございましたように、準構成員という形になりますと、これに関しましては指定暴力団の暴力団員というのが対象になってきます。そんなことで、準構成員にはこの法律の対象になってこないというふうに認識しております。

これにつきましては、今回条例を改正する中での一つとしては、迷惑行為の禁止等の中で言っておりますように、そういった状況と申しますか、町営住宅に同じように入居されておる方に対し、迷惑行為に係るようなものにつきましては退去させるというような条文を設けております。

それから、今までに町営住宅にそういった暴力団員が入居したかという件でございますけれども、現在、聞いた中におきましてはそういった話は聞いておりません。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 今度新しく19条の方に明け渡しの請求等というのが入りますが、ここでは3項に、請求の日の翌日から当該町営住宅の明け渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することとありますが、請求の日の翌日からということは、請求の日に退去しないとこのペナルティーが科されるというふうに理解するんですが、これはいかがですか。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 丹羽議員さんからの御質問でございますけれども、今回の明け渡しの請求でございますけれども、いわゆる私どもの方が明け渡し請求をした段階で契約が切れたものと判断する形になります。それ以後に関しましては、いわゆる違約金と申しますか、損益金というような形になりますので、その翌日から家賃ではなく、損益金として最高2倍まで請求行為ができる金額を定めたものでございます。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） そうすると、契約が切れた日ということは、請求の日とは関係ないという、契約が切れてから明け渡しを請求するということですか。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 明け渡しの請求した日が今の契約の解除日というふうに解釈しております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） ということは、もうペナルティーが科されるということで、請求の日に退去しなきゃいかんということになると思うんです。そうすると、この第2項に、入居者は前項の請求を受けたときは、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならないというふうに規定しております。速やかにということは、若干の猶予期間があると思うんですね。ですから、暴力団排除のための新しい規定ですので、その趣旨には賛成なんですけど、やはり暴力団でない人も一応条例ということで拘束をされます。そういうことから考えますと、今の2項の速やかにと、今度新しく設けられる3項の請求の翌日からペナルティーを科すというのは、いささか疑問を持つわけです。ですから、もう3回目になっちゃったものですから、私が考えるには、明け渡しの請求の日の翌日からペナルティーを科すんじゃなくて、明け渡しの請求の日の何日か、仮に10日を経過した以降を2倍の額を請求することができるというような、要するに明け渡しの請求の日からペナルティーを科すまでの間に若干の猶予期間を設けたらいいかなものかと思いますが、どうでしょうか。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 丹羽勉議員の3回目の質問にお答えいたします。

若干お話の中で食い違ってもわかりませんが、請求日というのはあくまで明け渡し請求の中にいついつまでに明け渡すという日づけが入ってきます。今丹羽議員のおっしゃるように、当然猶予期間というのがあると思うんですけれども、それはいついつまでに明け渡しという通知文書という形になるんですが、その通知文書にうたわれている請求日というのがいわゆる明け渡し日ですから、猶予期間も当然中に入っているというふうに解釈されれば結構です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） もう一回許可します。丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） お許しをいただきましたので、もう一回やらせていただきますけど、であるなら、規定上、こういうふうに請求の日の翌日からでなくて、請求につけられておる条件の、要するにいついつまでに明け渡しという日にちがわかるようにすべきじゃないかと思うんですね。この条文の中でそういう猶予期間があるというふうには、ちょっと私は読み取れないんですけど、いかがなものでしょうか。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 再度丹羽議員さんにお答えいたします。

おっしゃる意味は私どももわかります。ただ、これにつきましては公営住宅法に基づきましての文言をこのまま持ってきておりますので、そういった内容につきまして再度確認をさせていただきますけれども、準用している関係上、こういった文言になることを御理解賜りたいと思います。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 倉知敏美君。

12番（倉知敏美君） もう一つ理解しておりませんので、勘違いならお許しいただきたいと思うんですが、この第4条1号に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員は一切入居できないというふうに規定されておりますから、2号の現に同居し、または同居しようとする親族云々という、この条項は要らないんじゃないかと私は思うんですが、いかがなものでしょうか。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 倉知議員から、第4条第1項第2号についての御質問をいただきました。

既に同居している者に対してまで、あえて入居資格ですので、必要ないじゃないかという御質問でございます。これにつきまして、今入られる方が、町営住宅に入る場合は最低1年間は町内に住所を定めていなければいけないということで、その状況の中で同居または同居しようとする者がそういったものでない。結局、今入居する中では、1番と同じような言い方になるんですけども、条件的に暴力団員と同じように同居していないということをつけ加えていると。ですから、入居者の申請者は暴力団員でなくても、その同居者が暴力団員であってはならないということが入居の資格というふうに御理解賜りたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 倉知敏美君。

12番（倉知敏美君） この1号で、いかなる暴力団員もいかんというふうに規定されておりますね。ですから、現に同居し、または同居しようとする親族だろうがなかろうが、とにかく暴力団員はだめですよというふうに1号でぴしっと規定されておりますので、例えば親族でなきゃいけない、他人ならいいのかという問題も発生してくるんじゃないか。例えば私が入居しておりまして、たまたま私の連れで暴力団員だったとします。それと一緒に入ろうかというような話があったとき、おまえは親族じゃないからいいよという話になってくるような、私もいま一つ理解していないところがありますからよくわかりませんが、何かそういうようなとり方もできるんじゃないかと。ですから、どうもこうもない、暴力団員は絶対だめですという規定だけでいいんじゃないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 2回目の倉知議員から質問をいただきました。

おっしゃいますように、第4条第1項中の文言の中でも、あくまで入居者についての条件的

なことを言っておるわけですね。それを受けて、第1号でその入居者の資格のある者は暴力団員ではだめだということをおっしゃいます。そして、第2号の方で、今おっしゃいましたように同居する予定の者が暴力団員であっていいかよと。それが他人であるかどうかという話につきましては、あえてここで言っていないわけですが、その同居または同居しようとする親族、ですから、これは片一方が他人であろうが何であろうが、同じ生活を営む者というような認識で考えております。ですから、片一方が同居しようとする親族ですね。親子・兄弟云々、こういったものと、それから他人であっても一緒に生活していこうとする者というような二通りのことをおっしゃいますので、あくまで第2号につきましては同居人がどうだという判断というふうに解釈していただきたいと思っております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) ちょっともう一つよくわからないんですけども、括弧事項に婚姻の届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。以下同じと書いてあります。例えば男同士で婚姻もへったくれもありませんが、そういった場合もここに含むというお話でしたら、ちょっと文言が不足しているんじゃないかなあと。私、そんな印象を受けますが、いかがでしょうか。

議長(宇野昌康君) 都市開発課長。

都市開発課長(近藤定昭君) 3回目の倉知議員から質問をいただきましたけれども、私の説明が足りないということで御理解賜れないかもわかりませんが、何遍も同じような言い方なんですけれども、2号については同居人の内容といいますか、同居人に対する暴力団員かどうかを資格基準にしているというだけで判断していただくしかないんじゃないかと思っております。ちょっと食い違ってもいいかもしれませんが、御理解いただきたいと思っております。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 現在、暴力団員の方は入居してみえるんですか。

議長(宇野昌康君) 都市開発課長。

都市開発課長(近藤定昭君) 吉田正議員から御質問をいただきました。

先ほど木野議員さんのときにもお答えさせていただきましたけれども、今のところ、現時点におきましても暴力団員の方は入っていないと聞いております。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番（吉田 正君） 暴力団員なのか暴力団員でないのかというのはどうやって調べるんですか。私はそれがわからないんです。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 暴力団員かどうかという判断基準というか、どう調べるかという御質問をいただきました。これにつきましては、実際に今入居段階で、例えば入居者全員を照会して調べるという考え方は持っておりません。一般的な国からの方針に基づけば、所轄の警察に対して個人の照会をし、指定暴力団員であるということを確認して、それに対して入居を断るといような話になると思います。ですから、私どもの今の条例の制定におきましては、若干後退したお話になるかも知れませんが、いわゆる入居パンフレット、募集パンフレットですね。こちらの方に暴力団員はだめですよと。今ちょっと質問ございました同居人についても、暴力団員は入居できませんよといったことを声高らかに言うためにも、この条例の中で条文にしっかりうたっていくというのがその裏づけになってくると思います。そういったことで、まず第1に考えておりますのが、入居資格者というか、入居の事務手続の中で暴力団員は入れないよということを明確にすること。それからもう一方につきましては、再度そういったところをくぐり抜けた中で、入居した後に暴力団員に入られたというようなケースにつきましては、その判明した時点で明け渡し請求ができるという条文がうたってあるということで、あくまで何もうたっていない中で、特に公営住宅法の中でも暴力団員を排除しろというような条文は出ておりません。こういったことを補うために、条例でそういった文言を整備し、対応していくということが今後の明け渡し請求する中でも、条例に基づく請求行為ができるという事務手続になってくると思います。そんなことで、今回こういった手続をしていくものです。以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） ということは、管轄の警察署へ問い合わせると、暴力団員であるか否かというのはわかるわけなんですね。何かそういう名簿みたいなものを持っておられて、警察署へ行くと。それを調査すれば、厳密なことを言えばわかるんだと。ただ、そこまでやるかどうかということはまた別の問題だと。恐らく声高に、私は暴力団員ですよというような人はおりませんしね、どこかでわかるようなものをつけてみえるわけでもないわけですので、この扱いというのは微妙なものじゃないかと思えますけれども、平穩に暮らすという意味で、昨今、ピストルで間違えられて、病院でしたかね、暴力団の組員と間違えられて殺されちゃったという事件も実際にありましたし、そういう意味ではそういった暴力団員の排除というのは非常に私も重要なことではないかというふうに思いますけれども、そう疑ってかかるわけにもいかんし、

非常に難しいデリケートな問題ですけれども、住んでみえる方に対する状況を町としてもアンテナを高く持っていて、そういった風聞を聞くというようなことがあれば、そういう対処をしていくということになるわけですから、そういう意味では大家さんが入居者の状況をある程度つかんでいくと。ただ単に住宅の家賃が入っておればいいということだけじゃなくて、行って見てどうですかみたいなお話も伺ったりとか、そういうことがまめにできれば、もっと良好な関係が持てるんじゃないかと思しますので、ぜひそうしたことも一方で勘案しながら進めていただきたいと思います。いかがですか。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 吉田議員から御質問いただきました。本当にそうだと思っております。やはり住んでみえる方の意見といたしますか、大げさに言いますと24時間、そんな中で情報というのは重要だと思っております。ですから、そういった機会を設けて情報収集等、今後もやっていきたいと考えております。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第12号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第7号）の質疑に入ります。ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 倉知敏美君。

12番（倉知敏美君） 2点お尋ねしたいと思えます。

まず10ページ、11ページの法人町民税ですが、当初予算はたしか13億9,126万じゃなかったかと思いますが、9月に3億円の補正、それから12月も何がしかの増額補正で、また今回3億5,000万の増額補正となっております。それでトータルで20億4,126万という金額になっております。これは率にしますと約5割アップされておるということになりますが、これは幾ら何でも、先のことはわからんといえども、ちょっと見込みが甘かったんではないかと、そんな印象を受けます。会社訪問、いろいろされているかと思いますが、ちょっとそのあたり、どうしてこういうふうに5割も増額になったのか、お尋ねしたいと思えます。

それともう一つは、31ページの民間木造住宅耐震診断改修事業ですね。ここの耐震診断の委託料60万減になっておりますが、これは当初予算90万、ですから3分の1しか使われていない。それから改修費の方も120万の減で、これもやっぱり3分の1しか使われていない。ちょっと執行率が低過ぎるんじゃないかと。もちろん県費補助もあるからこういう形になるかと思いますが、この辺、どうしてこうも低いのか、その辺のところもお尋ねしたいと思えます。以上で

す。

議長（宇野昌康君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 倉知議員より法人町民税で質問を受けました。

今回補正をさせていただくのは3億5,000万で、9月が4億、12月が1,500万、3月が今の補正で3億5,000万ということで、合計で当初に比べて7億8,500万の補正をさせていただくわけです。その中でも、9月に前倒しをしまして3億円を、大口町では初めて補正をさせていただいた時期でございます。それに合わせて、今回3億5,000万の6億5,000万を計上させていただきました。

法人税というのはなかなか将来を推測することは非常に難しいということは再三、昨年の答弁の中でも答弁させていただいております。その中でも、上位3社の好景気というのが特に目覚ましいものがございます。平成18年上位3社の合計が6億5,200万が、1月末で調べたところ11億3,300万ということで、上位3社だけでも4億8,100万の増となりました。特にその中でもオークマさんにおいては、年度間の調整の関係ということで、予想をはるかに上回った金額で法人町民税が、18年が19億8,000万が19年の1月末で調べますと4億6,500万というふうで、1社だけでもかなりの増を出してみえます。企業訪問の折にも再三、内容事情、将来についてお尋ねしているところでございますが、何分企業訪問させていただくのが12月の当初ということで、12月当初ぐらいに本来は上げる予定で企業訪問させていただいておりましたけど、先ことはなかなかというお話が、何とか20年度も19年度に合わせたぐらいの金額でいけたらいいなというところが大半であります。さきの補正のときにもお話をさせていただいておりますように、大口町の法人税の一番よかった時期は17億7,000万が平成3年の一番好景気で、それ以降というのは平成4年に至りますと9億9,300万で、約半分となっております。それから10億を超えるのが、平成12年になってようやく10億を超えることになって、私が税務課に配属されてからは17年が11億9,100万、18年がこれまた特に前の答弁のときにも説明させていただきましたけど、オークマさんに限っては累積赤字が帳消しになったということで2億ぐらいは出るという話を聞いて、19年度にも大きく計上させていただきました。

そんなこともございまして、その当時としましては19年度の当初予算には特にこのぐらいの数字ということで計上させていただいておりましたけれども、予想を上回る好景気ということで、オークマさんに限っては多少所得の計算が、年度間の調整でずれているという話も聞いております。その数字が平成20年度にも継続していくという考えは今のところ持っておりません。実際に入で入ったお金の分を今回計上させていただいております。よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 倉知議員から、31ページの民間木造住宅の耐震診断改修事業費

が余りにも執行残が多過ぎるのではないかと御質問をいただきました。

これにつきましては、御指摘のとおり診断につきましては当初30棟を予定していたものが10棟だけと。それから、改修に至りましては3棟予定していたものが1棟だけというような結果で、今回こういった補正をさせていただくものでございます。

御案内のとおり、補助事業といいますが、診断と改修工事につきましては、平成15年から行ってきておるわけです。特に診断につきましては、平成15年から17年につきましてはそういった耐震に対する住民の関心も高かったかと思うんですが、例えば数字で言いますと、平成15年が64棟、平成16年が50棟、平成17年が80棟というようなことで、割かし大きな数字で上がってきておるわけです。それに対して、耐震の改修工事につきましては、平成16年で1棟、17年で1棟、18年3棟ということで、今までやってきた中でも5棟ということでございます。それにつきまして、私どももいかに少しでも、一番最初に耐震の診断をしていただくかということで、昨年行われましたふれあいフェスティバルにおきまして、私どもが窓口で診断の受け付けをするというようなこともさせていただきました。少しでもそういった機会の中で、耐震診断をやっていただくように啓発しておるわけでございますけれども、そういったものに対する反応というのはなかなか響いてきていないというのが事実です。

それから、今後どうするという話になるんですけれども、今言いました民間木造住宅の事業の中のもう一個減がございますけれども、耐震改修促進計画策定業務委託料減で95万ございすけれども、こういった中で今後耐震促進をいかにするかという計画ができ上がってきます。また議会の皆様にもお示しする機会があると思うんですけれども、そういった中でこういった改修工事等やっていくのが一番いいんだろうかということは今後検討課題の一つになってくるだろうというふうに思っております。

一つにつきましては、よく言われるお話でいけば、いわゆる1棟当たり60万がというお話もでございます。ですけれども、これにつきましては現在の補助事業がアッパーは今60万円でやっているというようなことで、これ以外になりますと町単でどう考えていくかということになります。そういったことにつきましても、今言いました促進計画の中で検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) 何か12月初めに企業訪問されて、大体の様子を聞いているというようなお話でございますが、今おっしゃいました7億何千万の増額ですが、べらぼうなお金です。本当に、いわゆる単年度決算からいきますと、これだけのお金がこの年に入るということは、この年はもう少しこういったことができるのではないかと、そういったような計画も立てられる

のではないかと私は思うんですね。例えば一般家庭でございましたら、たまたまボーナスが今度は多かったと。そうしたら1泊旅行でも一週行こうかというようなお話も、当然家庭なんかでは出てくると思うんです。町としても、ことしはこんなに多分多くなるんだよということでしたら、例えばの話ですが、今申し上げました耐震の補助、県の方から一応60万という規定であるからやむを得んというお話でございますが、60万なんて耐震の改修工事をやろうと思ったら、早い話、スズメの涙なんですね。そういった焼け石に水的な補助では、やる気も起こらんというのが正直なところではないかと私自身思います。

ですから、もちろんことしは景気がいいからたくさん入ってくる。そういったものを全部使うなんていうことはとんでもない話で、当然内部留保ということも賢明なお考えだと思いますが、反面、ことしはこれだけあるから、耐震の改修工事に町単でもいいから、例えば2ヵ年なら2ヵ年、3ヵ年なら3ヵ年に限ってでもいい、補助金を倍にしよう、3倍にしていこう、そういった施策があってもいいんじゃないかと、そんなふうに思っております。いかがなものでしょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 法人町民税の収入の増、さらにはそれに伴う19年度での歳出の予算についての考え方みたいな御質問かと思っておりますが、今家庭での例のお話があったわけでございますが、家庭であればボーナスがたくさん入ったで旅行に行こう、翌年はボーナスが少なかったでやめようということにいくわけですけれども、行政が一つの施策を打ち出す段階で、本年はたまたまこのような状況で、私どもの予算措置は的確な情報のもとに、確信を持って予算計上できる部分を税務課として情報等把握をして、予算措置をしてくれたというふうに思っておりますし、私どももそのような査定をしまいりました。しかし、それを単年度で事業執行していくにつきましては、来年、先ほども言いましたように、1年で法人町民税が大きく変化をするという経験も過去にしておりますので、施策を継続してやるということ考えたときに、今お話があったようなことは、私どもとしてはできない。

ですから、以前からもお話をしておりますが、大口町の人口規模、あるいは財政規模がどの程度のものが適当なのか、適正なのか、そういう中である程度、歳入についても歳出についても考えていかなきゃならないというふうに思っておりますし、最近特にお話をしておりますように、大口中学校は3月23日に竣工するわけでございますが、それ以降も施設整備というような形で今後も事業がいろいろと予定をされております。そういう中で、今この時期に、こういふときに単年度で大きな負担にならないような財政計画、あるいは資金計画というものを立て、そのときに対応していかなきゃならないという考え方を持っておりますので、今お話がありました今回の19年度の法人町民税の補正については、私どもなりに、その都度その都度明確

な情報と、慎重な対応をしまいましたが、それがかえって今回、3回にわたる法人の補正というような形になったのかなとは思いますが、さりとてそれを単年度で施策展開をしていくというような考えは持っておりません。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) 総務部長の御答弁もよく理解はできますし、もちろん一般家庭と町とは当然異なってまいります。ですから、先も読めないということも、過去にもありましたし、全部使ってしまうどころか、内部留保も確保していかないかということも当然のことですが、やっぱり単年度、単年度というのがこういう自治体の会計の原則でありますから、それぐらいの、これは理想論になるかもしれませんが、夢があってもいいんじゃないか。ことはこれだけ景気がいいから、これだけのことぐらいなら何とかできるぞというような夢があってもいいんじゃないかと。これは考え方の相違ですから、何ともこれがいい、あれが悪いということではありませんけど、一度この町民法人税に関しましてはこれからも精査していただきまして、よく議論を尽くしていただいて、できるだけ正確な予想を立てていただくことを希望して、それをまた町の財政の歳出の方に反映していただきたいということを、これはあくまで要望でございますが、それだけ申し上げまして、質問を終わります。以上です。

議長(宇野昌康君) 会議の途中ですが、ここで午後1時30分まで休憩といたします。

(午前11時54分)

議長(宇野昌康君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後1時30分)

議長(宇野昌康君) 行政課長。

行政課長(近藤孝文君) 午前中の宮田議員に対して答弁漏れがございましたので、ここで御回答申し上げます。

大口町、扶桑町、それぞれの経験年数別の給料月額はということでしたけど、大口町が経験年数10年で27万4,600円、経験年数15年で大口町が32万200円、扶桑町が同じく経験年数15年で30万4,783円、大口町経験年数20年で36万8,700円、扶桑町が34万7,500円ということで御報告申し上げます。

なお、午前中申し上げました大口町1人当たりの給与費596万1,000円、それから扶桑町の1人当たりの給与費602万6,000円につきましては、給料と諸手当(扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当等)が含まれておりますので、その関係で扶桑町の方が6万5,000円ほど高く

なっておりますかと思われまます。よろしくお願ひいたします。

議長（宇野昌康君） ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 2点ほどお聞かせいただきたいんですけども、12、13ページに優良建築物等整備事業費補助金とありますが、これはどんなような補助金で工事がされたのかということと、30ページ、31ページの住宅管理費のところでは荷物等撤去委託料減と、弁護士等委託料減とありますが、これはどういったことが、2点教えていただきたいと思ひます。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 出の方を先に御答弁させていただきます。

町営住宅管理事業の中の委託料、7の荷物等撤去委託料減、それから弁護士等委託料減でございます。これにつきましては、一番最初、6月補正をさせていただきますして、町営住宅の植松住宅、それから小口住宅に、先ほど条例の一部改正をさせていただきますけれども、15日以上、明らかに住んでみえないということでは明け渡し請求の関係の事務手続をさせていただきます。そのときに組ませていただきましたのが弁護士への委託料、それから強制撤去するための荷物の撤去費用ということで20万円組ませていただきました。

そういった経過の中で、12月議会におきましてはそのうちの1名の方について訴訟の事務の議決権をいただきました。1名の方につきましては、本人の申し出によりまして既に撤去されております。

そういった中で今訴訟をしておるわけでございますけれども、そういった事務の流れの中で、私どもに今入ってきておる情報といたしましては、3月18日が口頭弁論の日になっております。これは弁護士にやっていただけるわけでございますけれども、そうなりますと、それ以後に判決が出まして、上へ上げるかどうかという一定の期間が過ぎます。そういったことから、平成19年度の3月31日までに履行されない部分、いわゆる次の弁護士にお願いする強制執行の依頼、それから荷物を撤去する業務、こういったものが新年度の方へ入ってくるということで、今回、補正減をさせていただきますして、当初予算の方で、これは2人分見ておりますけれども、1名分のみ今度当初予算で上げさせていただきますしておるものでございますので、よろしくお願ひします。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） それでは最初の質問、12ページのアスベスト、優良建築物等整備事業費補助金の内訳について御質問がありました。これにつきましては、19年度内に施行しました役場庁舎に係ります、場所は食堂と車庫のアスベスト撤去、あと北小学校におきまして

は機械室のアスベストの撤去に係る工事費の3分の1の補助金となります。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 木野春徳君。

10番(木野春徳君) アスベストの方ですけれども、北小の機械室のアスベスト撤去工事がされたというのは私も知っておりますけれども、その折に、たしか教育部長にお話はしたと思うんですけれども、工事されるときにすぐ隣の方から私のところに苦情が来まして、どういう工事をするんですかと、工事の職人さんに聞かれたそうですけれども、そのときにアスベストの撤去ですよというようなお話があったそうです。普通、特にアスベストに対してはいろいろと神経質といいますか、そういうこともあって、事前にそういう工事をやるのであればきちっと説明をしてほしかったというようなお話をされて、教育部長さんにもそういうふうをお願いをした記憶なんですけど、この工事に関しては、決して学校だけの工事じゃなくて、また中小口は下水の工事がずっと行われておるわけです。ほぼ終わったんですけれども、非常に不親切というんですか、特に中小口の場合、愛知銀行から入ってきますと道路がずっとあるんですけれども、途中で、二つの業者がありますので、本当に入ってくると抜け道がないという状況というんですか、地元の人はいいいんですけれども、時々地元でない方が入って来られますと非常に困るわけです。特にトラックなんかが入ってきますと、バックして抜け道を探すわけですけれども、一方通行も多いですし、ぜひそういう工事をされるときには事前に町なり業者がきちっと説明していただきたいということをお願いしておきます。

あと、町営住宅のことに絡んでですけれども、小口住宅の件では、たしか去年だったと思うんですけれども、私も前の杉本課長にそういうお話をした記憶があります。そのときに、公共料金がどうも小口住宅では、個人個人が直接払われていないようなうわさを聞いたんですが、その辺はどうなっているのかお伺いしたいんですが。

議長(宇野昌康君) 都市開発課長。

都市開発課長(近藤定昭君) 木野議員からの小口住宅の、多分4階建ての方の公共料金のお話だと思っております。御案内のとおりでございますけれども、特にあそこにつきましては水道料金のメーターが一つというようなことで、各戸メーターに基づいて24戸から個々割り当てて徴収して水道料を払っているというお話だと思っております。今回、平成20年度には今お話のあったように中小口の地区が下水道接続というようなことで、新年度予算の方では下水道工事接続予算をつけております。そんな中で戸メーターもできないかなあということも協議をした結果、あるんですけれども、今までどおりの形で、個々のメーターの使用量をもって、それを上へ報告するというようなやり方でやっておるといように担当の方から聞いております。

なかなかそこら辺が、一般的にいけば本当は戸メーターがついて、個々の世帯から徴収する

のが本来だと思うんですけども、今までの歴史の中でそういった処理方法がされてきたということで、建物の1戸が大きいメーターになっておりますのでお願いしたいと思います。

滞納されていた方の話、さっき言いましたけれども、最初6月のときに2件ありまして、1件については本人の方で身内の方等とも了解がとれて、立ち退きを自主的にやっていただいたわけですけど、実質的にお金を払っていただいた方につきまして、そういった共益金につきましては洗い出しはいただいておりますけれども、なかなかそれについては自分の持ち分ではないというようなお話で、敷金等の関係がありまして、それでどうかなというあれもあったんですけど、実際に改修してみたらそれ以上使用というか、改修工事費が高くてつきまして、そういったものに充当してしまったということで、広域の方の割り振り分につきましては入っていないというふうに聞いております。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 木野春徳君。

10番(木野春徳君) そういう相談を受けたときに、たしか水道料金の話を、いわゆる自治会というんですか、あそこの棟の中に区の役員さんが見えるんですけども、その方がそれぞれに徴収して納めるんだと。その1人の方については、家賃については当然支払ってみえるんだけれども、その分が結局皆さんで負担をしておるんだと。それは何とか改めてほしいという要望がありましたので、下水道をつないでということですけども、できる限り早期に戸別に支払いのできるような方法を何とかお願いしておきます。以上です。

議長(宇野昌康君) 都市開発課長。

都市開発課長(近藤定昭君) 木野議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほどもちょっとお話ししましたが、これが本来だと思いますので、そういった趣旨に合った形での支払いができる形に今後も検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 10ページ、11ページの民生使用料、延長保育料の追加600万円が計上されております。今年度から延長保育料が取られるようになったんですけども、その状況をちょっと御説明いただきたいと思います。

つまり常時、この延長保育を利用している方と、一時的に利用される方で金額等も違っておるように記憶しておりますけれども、それらの状況も含めて御説明がいただきたいと思います。

それから同じ保育の関係で、26ページ、27ページの保育園費ですが、賃金、雇人料で、臨時

保育士さんが減ということで936万6,000円の減額があります。どうも臨時保育士さんを確保しなくても、あるいは任期つき採用をしたくても、なかなか保育士さんの確保が臨時的には大変困難なように見えますけれども、その状況、実際に保育に支障を来していないのかどうかも含めて御説明がいただきたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 延長保育料の利用状況についてお答えさせていただきます。

今、延長の保育を利用されている方は、これは1月現在で一応お答えをさせていただきます。若干月によって変動がございますので、1月分を参考にとということでお答えさせていただきます。

利用されている方ですけれども、月決め契約をされている方につきましては142名の方が月決め契約をされております。それからこの1月の場合ですけれども、契約をしておいて、一時的な延長保育を利用されたと、いわゆる時間が少しオーバーしてしまったということで一時的に使われたという方が4名ございます。それから、全く一時的に随時で使われた延長保育の利用者の方ですけれども、この方たちが延べで28名ございます。

それから全体でどんな利用状況かということでございますけれども、1月分の延長保育の利用料の合計でございますけれども、66万2,000円がその利用料の合計となっております。先ほど申しました人数を足していただきますと、延べの人数でございますけれども174名の利用があったというふうになっております。以上です。

議長（宇野昌康君） 保育長。

保育長（稲垣朝子君） では、臨時保育士の賃金について御質問をいただきました。

936万6,000円の減ということで、その内容についてですが、臨時保育士、ことし25名おります。そのうち、当初予算は8時間で年間250日ということで計上しましたが、実際のところはなかなか8時間働いていただける方が見つからなかったということで、5時間勤務、6時間勤務、7時間勤務の方が合わせて13名おりましたので、8時間の予算から時間が短くなったということで減額となりました。また、産休の保育士が2名おまして、6月からと9月からということでしたが、6月にはなかなか見つからなかったものですから、9月からということで、その分減額ということになりました。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 延長保育料の問題ですけれども、お隣の扶桑町も新年度は延長保育料を新設するんだという話を聞いておりますけれども、1ヵ月当たり、毎日利用して1日1時間の場合だと400円か500円と。大口町は1回ごとの単価ですから大変高いわけですね。財政が豊

かな大口町の方が先行してそういうことをやってきたわけですが、忘れたのもう一度聞きますが、延長保育料は月決めで申し込んで利用されている方の場合には、1時間当たりの単価がどれだけなのか。一番最高利用している人は一体1日当たり何時間ぐらいこの延長保育を利用されているのか、御説明をいただきたいと思います。

随分昔の私ごとでありますけれども、私も保育園の送り迎えをやっておりましたが、二十五、六年前は。時々、仕事を一生懸命やっていて迎えに行くのを忘れちゃって、申しわけないことに保育士さんがうちの近所の家まで子供を送ってきてくれたことが二、三回あったりして、冷や汗が出たんですけれども、しかし、延長保育というような制度はなかったんですね。朝の7時半、8時ぐらいは家を出ていかなきゃいかん。夜は6時ぐらいにしか迎えに行けんという中で、共働きで非常に保育園の皆さんに御迷惑をおかけしたんですけれども、若いころというのは子育てにも費用がかかりますけれども、家を買ったり土地を買ったり、住宅ローンを返したりということで、ただでさえ30代前半ぐらいまでは大変なんですね。そういう中で、長時間預けると延長保育料が取られるというのは、共働きといいますか、男女共同参画とか言いますけれども、共働きをすることにペナルティーをつけられているように私は感じるんですね。一生懸命女性の方も働く。働くことについて、子育ての支援をするということですから、その働いた時間に応じて保育をするのは当然のことであって、朝の8時前から預けたらペナルティーだとか、4時までに迎えに来なきゃペナルティーだというようなことは、少子化対策が叫ばれている中でも、あるいは子育て支援の充実が叫ばれている中でも非常にそぐわない、子育て中の若い皆さんにすれば非常に感情を損なうような制度じゃないかというふうにしかどうしても受けとめられないんですけれども、そのことについてぜひ私は見直しをすべきだというふうに思います。見解を伺っておきます。

それから臨時保育士さんの1時間当たりの賃金というのは、前より若干改善されたというふうに聞いておりますけれども、大体その賃金が安いこともあって、なかなか保育士さんが確保できないんじゃないかなあという気もするわけですが、その賃金の状況、それから臨時保育士さんの年齢層も、どのぐらいの年代の方が臨時保育士さんとして働いておられるのか、御説明をいただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 延長利用料につきましては、以前、委員会の方にも利用料の一覧表をお渡ししてございまして、ここで御紹介させていただきますと、一時及び緊急につきましては1回500円というような形をとらせていただいております。それから、早朝預けていただく7時半から8時半までの1時間につきましては、3歳以上のお子さんについては月額2,000円、それから3歳未満のお子さんについては早朝の場合は月額3,000円ということで、それか

ら夕方につきましては、同じ1時間の500円の計算をしておりますので、4時半から5時半までお預けになる場合は月額2,000円、同じように3歳未満児の方につきましては月額3,000円と。4時半から7時まで2時間半預けられる場合につきましては月額5,000円、これは3歳以上児の方ですけれども、それから未満児のお子さんにつきましては月額7,500円というような料金体系になっております。

今までに、一番最高の延長利用料を納められた金額でございますけれども、1万500円というのが最高の保育料を納められた方でございます。

それから土曜日につきましても、1時間500円という計算をいたしまして、午後5時まで一応お預かりをさせていただいております。以上です。

議長（宇野昌康君） 保育長。

保育長（稲垣朝子君） 臨時保育士の賃金、あるいは年齢について質問がありました。現在は、1時間当たり950円から、クラス持ちになりますと1,190円まで、それだけの幅がございます。あと年齢については、一番年齢が高い方で52歳、一番若い方で22歳ということで、ちょっと人数までは今わかりませんので、これだけの幅があるということしか報告できません。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 部長さんなり副町長でもいいですけども、延長保育料が最高で1万500円だそうですけども、これは所得に関係なくこれは取るんですね、無慈悲に。どのぐらいの所得階層の人かわかりませんが、いずれにしろ5,000円とか7,500円というのは余りにも過酷な料金じゃないかというふうに私は思います。子育て支援と逆行しないか、これが本当の意味での受益者負担という名において正当だというふうには私はどうしても思えないわけですけども、まともに正社員として、例えば朝の8時から5時まで働くという場合でも延長保育料を払わなきゃいかんわけですね。通勤時間が30分なり1時間なりかかりますから。そういう人たちに対してペナルティーのような料金を取るというのは、本当にどういう考え方からそういうのが来るのかなあというふうに思いますが、もう一度所見を伺っておきたいと思いません。

それから臨時保育士さんの問題ですけども、25名、クラス持ちの方ですと1,190円の時間単価だそうですけども、事故があるような場合、どの保育時間帯でも正職員の保育士さんが必ずいなければならないというふうに思うんですが、こういうクラスを持って、そして保育士さんの過失というようなことが認定をされて、子供に何か事故が起きるといようなことが起きたら、それは臨時保育士さんの責任にはならず、直接保育をしていなかった正職員の保育士さんの責任になるのかと。クラス持ちまで責任を持たせてやるということは、それ相応の責任

がきちんと付随してくるわけですが、そこまで臨時保育士さんの比重をふやして、本当に責任ある保育ができるのかどうなのか、これは私は問題だと思いますけれども、それぞれの保育園でそういうことも注意をしながらやらなきゃいかんということは大変な状況だと思うんですが、そこら辺の事故があった際の責任問題はどのようなふうになるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 私の方からは、延長保育料の関係で御答弁させていただきます。

これにつきましては、再三、吉田正議員さんの方から一般質問をいただきました。また、今回も一般質問をいただいているという状況の中でございますが、親御さんとの懇談会の中で、これについていろいろ議論する中で、行政側といたしましては適正な延長保育料を求めらる中でこの額を決定させていただいたというふうに、単価選定については理解をいたしております。

また、今回御報告申し上げました最大延長保育料1万円を超えるというような事例の発表がありました。この具体的な内容については積算根拠もたまたま報告がなかったわけですが、利用されてみえる親御さんについては、一応の御理解をいただく中で延長保育料をいただいておりますというふうに私もといたしましては理解をしております。以上です。

議長（宇野昌康君） 保育長。

保育長（稲垣朝子君） 臨時保育士の事故、過失についての御質問をいただきました。

今、クラス持ちということで、確かに1クラス持って保育をしている臨時保育士が数名おります。それは、正職が産休・育休をとっているということで、代替保育士ということで働いていただいております。

責任問題についてですが、臨時保育士に責任を押しつけるということではなくて、あくまでも町として責任をとるという姿勢です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 先ほどの倉知議員に関連する質問であります。

31ページの民間木造住宅耐震診断改修事業であります。耐震診断を受ける家はあっても、なかなか改修工事までは至らないということですが、診断を受ける家というのは大変古いうちが多くて強度が相当低いということで、改修計画をいたしましてもなかなか補助金の対象となる1.0の強度までには達しない場合が多いのではないかと。1.0に達しない場合には補助金が出ないということで、これで改修をあきらめるケースもあるかと思われ。県・町とも耐震1にならないと補助金が出ないということですが、本当に耐震を進めていこうということであるならば、町独自でももう少し緩やかな補助金の支給は考えられないのか、お尋ねをします。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 土田議員から、民間木造住宅の耐震改修について御質問いただきました。

これにつきましては、先ほど倉知議員さんの御質問でお答えさせていただいておりますけれども、その二つ上ほどにございますが、耐震改修促進計画策定業務がもうじきでき上がってくるわけでございますけれども、そういった中で、いかに耐震を受けやすい状態をつくっていくかの一つの課題として今後検討していきたいというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 先ほども申し上げましたように、耐震診断を受ける家は大変古いうちもありまして、またそこに住んでいる人も大変高齢者が多いということですので、ぜひ検討していただきたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 8ページの歳出でございます。

予備費とか災害復旧費等を除きますと10款中、労働費と商工費を除いた8款がすべて減額補正でございます。この減額をすることによって事業をやらなかった、やれなかった、そういうものがあるかと思うんですが、これは20年度の予算に反映しておるのでしょうか、それをまず1点お尋ねします。

それから2点目が21ページ、電子計算機管理事業の中のシステム管理事業で、電算システム開発委託料減、これ当初8,644万9,000円ですが、1,247万6,000円減額するというのですが、その要因をお伺いします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 8ページ、9ページの歳出の款ごとの補正の明細の関係でございますが、今回、各款における歳出の補正減につきましては、事業が確定をしまして、年4回、議会のある中でもう少し早いタイミングで減額のできたものもあります。ということは、工事、あるいは委託ですと契約完了をすれば執行残については減額できますし、選挙の関係も、選挙が終われば減額ができるというようなものもありますが、そういうようなものも含めまして、当然今回20年度の予算を編成する中で、未執行で高額な予算が残っておるというような部分も含めて精査をそれぞれしまして、担当課の方から予算要求をしていただいて今回の補正になっております。ですから、これが20年度に反映ということは、先ほどの耐震では

ありませんけれども、それだけの要望がなく、20年度においても事業継続するという事で新規に予算計上しておる事業もございます。

議長（宇野昌康君） 総務部参事。

総務部参事兼情報課長（小島幹久君） 電算システム開発委託料の減1,247万6,000円はなぜかという御質問にお答えいたします。

要因は、実際システム自体何本か開発委託に持っております。何本かふえたのもあるし減ったのもあるということなんですが、主な増減の理由だけ述べさせていただきます。

特に大きなものは、今回始まった後期高齢者医療制度の準備、それに伴う国保のシステム変更等ありました。この折に、補正も上げさせていただいたわけですが、実際、その時点でもまだ制度が十分固まっていない段階での見積もりということで、どうしても私どもマックスのシステム変更料を見積もりさせていただいております。その中で、だんだん制度が固まってきて、実際に契約段階に入ってきた中で、やや過大な見積もりであったということで、契約した結果、これだけの減額ができたということで、ただシステムが先ほど言いましたように何本かありまして、足らなかったのも多かったのもあるということで、実際に制度がはっきりしてきてから契約を始めますので、それによる変動ということで、これだけいろんな制度が変わっていく中で、なかなか正確な見積もりというのが当初予算で見積もれないということでこういう結果になっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 予算を編成する考え方というのは、歳入はなるべく抑えて、歳出は膨らませてという保険的な意味もあるので、いたし方がないかなあという部分もあります。しかしながら、できるだけ可能な限り精査をしていただいて、こういう多額を歳入歳出ともにならないように、当初のときに精査をしていただいて計上していただくのを要望して終わります。

議長（宇野昌康君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 10ページ、11ページですけれども、やっぱり僕は法人税のことはもうちょっと聞いておきたいと、質疑のやりとりを聞いておりまして思ったんですけれども、予算上、この20億4,126万円ということになるわけですけれども、これは大体、今固まっておる数字だけであって、例えば5月31日の出納閉鎖までにはどの程度見込めるのかというのは、ある程度把握しておられるんじゃないですか、現実には。違いますか。私、そこら辺ちょっとわからないものですから、教えてください。

それから12ページ、13ページですけれども、総務費の県補助金のところの愛知県市町村振興事業費補助金追加ということで122万円というのがありますが、これはバス関係だというふうに理解するわけですけれども、わけのわからん名前ですよ。市町村振興事業費補助金というのは一体何の目的で、どういうものなのかというのがよくわからない、これを見ただけでは。今、愛知県内の市町村の自治体が行っている巡回バスというのは、今どんどん広がっていますよね。いつかは過疎地域が主体だったというふうに私は思うんですけれども、過疎バス対策については過疎バス対策という補助金があると思うんですけれども、それ以外の補助金というのはないんですよ、厳密に言うと。だから、そういう意味では、愛知県に対してそれぞれの自治体が行っている巡回バスに対する補助金というものをきちんと設けさせることが必要じゃないかと思うんです。だから、その時々で、例えばこういう補助金がまだちょっと余っておるでこれをやるかとか、そういうことでは安定的な財源になってこないんですよ。やっぱり巡回バスに対する補助金ということできちんと確立させるということの方が私は大切だと思うんです。ことはこれだけもらってきましたからやりましたというような調子ではいかんと思うんです。だから、そういう意味で、愛知県に対しても要請をして、きちんと来年度にはそういう補助金もつくらせるぐらいの意気込みで運動していただきたいんですよ。これは町長さんも副町長さんも県庁に行かれたり何とかされるわけですので、そういう運動も大いにしていただければというふうに思います。

14ページ、15ページですけれども、財政調整基金の繰入金が減額になったということなんですけれども、いつもこの決算を見ると、財政調整基金というのは3月31日現在と5月31日現在で金額が違うんですよ。どうして金額が違ってくるのかよくわからないものですから、これについてもいま一度御説明がいただければと思います。

それから、16ページ、17ページの商工業振興資金の保証料の返戻金追加というのがあるんですけれども、これが一体どういうことなのか、お教えいただきたい。

それから18、19ページですが、このところで財産管理費、さっきもアスベストの話が出てまいりましたけれども、これは財源補正で予算上はあらわれてこないわけですけれども、そのアスベストに関連しまして、撤去されたアスベストというのは一時的にどこに保管しておられたんでしょうか。

それから、中学校の古い校舎を取り壊す際に、アスベストの撤去する基準が変わったという説明もあったと思うんですね。それまでは1%だったやつが0.1%か何か基準が変わったというお話ですけれども、そういう基準が変更になったことによって新たに撤去が必要になったところはないんですか、もうこれ以上。ちょっとそれもお伺いしておきたいと思います。

それから20ページ、21ページですけれども、さっきも電子計算管理費というのが出ましたけ

れども、私、前から問題にしているのが、このあいち電子自治体推進協議会というやつですね。これ500万か600万ぐらいの予算が、今までもずうっと3年ですか4年ですか知りませんけれどもついていたと思うんですけれども、これが突然200万も減額になったということなんですけれども、私がずうっと文句を言い続けておったもんで減額になったのか、どういうふうなのか、私はよくわかりませんが、これはどういうことなんでしょうか。

それから徴税費、その下のところですが、納期前納付報奨金、要するに前納報奨金ですね。これが150万ほど減額になりましたけれども、その前納報奨金が減額になった理由をぜひ伺いしておきたいと思います。

それから、ちょっと飛ばしますけれども、26ページ、27ページですが、臨時保育士、田中議員も取り上げられましたけれども、この質疑の中で25人の臨時保育士さんがおられるということですが、そのうち産休代替の人が2人ということですね。さっきそういう答弁だったと思うんですけれども、ちょっとそこら辺ははっきりさせてほしいんですけれども、要するに本当に臨時保育士というのは一体何人おるんですか。これがわからないんです。本当に臨時なのと。全員臨時なんですか。これもちょっと教えてください。

あと32ページ、33ページですが、ここでも小学校の学校管理費の中で雇人料で臨時職員減というふうになっておりますけれども、これは一体どういう減なんでしょうか。

それから、教育費、私この委員会ではないものですからちょっと聞いておきたいんですが、教育振興事業ということで、要保護及び準要保護児童就学援助費減ということで、小学校、中学校それぞれ100万円ずつの減額になっておりますけれども、要件が厳しいんじゃないかと思うんですね。特に準要保護。要保護というと普通は生活保護ということになると思うんですが、準要保護というとそれに準ずるということになるわけですが、その該当する要件が非常に厳しいのか、これは一体どうして減額になったのか、その点についてお教えいただきたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 吉田議員さんから、法人町民税の補正額について、出納閉鎖までの間の推測してみえる金額にお尋ねをいただきました。

今回の補正は、時期的に早い時期にヒアリング等してありまして、3億5,000万、目いっぱい出した予定でございますけど、出納閉鎖を考えますと、私の推測で5,000万から1億がまだふえるものと考えております。

続いて歳出の20ページ、21ページ、前納報奨金の減の150万でございます。減額したというのは、この150万は不用額であり、特に人数が減ったとか、制度的に変わったものではございません。特に、17年度から18年度になるときに大きく増額させていただいて、あと税源移譲

の関係で多目に見積もっておりました。その関係上、前納報奨金を利用していただいた件数とも年々増加しております。制度自体には何ら変わっておりません。以上です。

議長（宇野昌康君） 総務部参事。

総務部参事兼情報課長（小島幹久君） それでは、21ページのあいち電子自治体推進協議会の負担金減について御説明させていただきます。

当初は、19年度は833万3,000円計上させていただいておまして、最終的な負担金の額の確定が621万5,000円ということで211万8,000円の減額をお願いするわけですが、今回の減額の理由ですが、あいち電子自治体推進協議会の方でL G W A Nと言われる総合行政ネットワークシステムですが、そういったのを愛知県下の全市町村で構築するネットワークなんです。それをこのあいち自治体推進協議会で施行していくということで、負担金が組まれております。新規事業ですので、当初の設計見積もりというか、そういうので負担金を組ませていただいておりますが、実際、この協議会の方で入札執行した結果として減額になってきたということで、ことしは特に大きな減額ということで御理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） それでは、12ページ、13ページの市町村振興事業費補助金についての御質問にお答えさせていただきます。

この間、19年度ですが、巡回バスの補助金につきまして、国の中部整備局、それから県の総務部サイドだけではなくて、県の環境部の方にも出向きまして、運行費用に対する補助だけではなくて、車両の購入等につきましても補助がいただけるようなお話をさせていただいております。ただ、それで補助金がついたということではありませんが、こういった要望は今後も引き続き行っていきたいと思っております。

とはいえ、わけのわからない補助金でも、もらえる補助金につきましてはぜひいただいて、バスの財源の確保をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 保育長。

保育長（稲垣朝子君） それでは、27ページの臨時保育士の賃金について御質問をいただきました。先ほどの説明と重なる部分もありますけれど、もう一度説明させていただきます。

先ほど25名という臨時保育士の人数を申しましたが、これはこの減額の対象となる人数ですので、臨時保育士全体の人数としましては33名おります。そのうちの8名は休憩対応の保育士ということで、各園2名ずつ、4時間の臨時職員を配置しております。25名というのが直接保育に携わっている保育士ということです。

先ほど産休・育休の人数ですけど、私7名とお話ししたかと思うんですけど、もし間違っていたら申しわけありません。産休・育休は7名おります。正職の保育士は41名おまして、そ

のうちの7名が産休・育休をとっているという状態です。以上です。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） それでは、先ほど御質問いただきました財政調整基金の関係で、ページが15ページになります。

財政調整基金の3月31日現在と5月31日現在でいつも金額が違ってくるのはどうしてかという御質問の内容でした。

まず3月31日につきましては、本年度も約19億円ですね。それで5月末現在では18億ほど見えております。それで、3月31日になりまして支出負担行為を起こしまして、中学校等の支払いについては4月の関係の基金からの取り崩し分につきましては4月中に行いますので、あと定期の積立額とか、そういう関係もすべて出納整理期間中に行いますので、その分の金額のずれが生じてくるということになります。

あと、アスベストの関係なんですけれど、撤去されたアスベストは一時的にどこに保管されているのかというような御質問でした。これにつきましては、本年度行いました役場食堂と車庫のアスベストの保管につきましては、施錠できません車庫が1ヵ所ありましたので、その場所に保管しまして、それで産廃業者に処分をお願いしたということで、この保管場所につきましてもちゃんと看板でその期間中は明示しまして、事前に工事場所と保管場所につきましては労働基準監督署の立ち会いのもと、確認していただいております。

あと、また基準が変更になって、新たな撤去が必要なことはないのかというような御質問でございました。それにつきましては、うちも、アスベストの補助金の所管課であります都市開発課にも確認し、きょうも確認しましたら、まだ県からそのような通達の文書が来ていないということで、また詳細については早急に把握していきたいと考えております。以上です。

議長（宇野昌康君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 資料17ページ、商工費雑入の商工業振興資金保証料返戻金の追加の329万7,000円について御質問いただいております。これにつきましては、町内中小企業者が商工業振興資金の融資を受けられた場合に、利子補給と保証料の補助金を出させていただいております。この補助金に対して、商工業者が繰り上げ償還等を行われた場合に、この保証料が本人に返還されます。それに対して戻していただくというものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 33ページの臨時職員の減額について御質問をいただきました。

この減額につきましては、南小学校におきまして障害を持つ児童の支援員の方お1人を予定いたしておりましたが、年度当初、4月になりますが、その対象となる子供さんが亡くなられ

たということで未執行となっておりますので、今回減額をさせていただくということであり  
ます。

それから要保護及び準要保護の就学援助費の関係でございますが、まず小学校につきまして  
は、当初予算におきましては現状の人数に全校で各学年4人、合計いたしますと24人の追加認  
定を予定しておったわけですが、当初予算編成後に6人の方が転出をされております。したが  
いまして、30人の予算の中で当初スタートをしておりますが、最終的には17名の追加というこ  
とになりまして、13人分不用ということになってまいりましたので、その分減額をさせていた  
だくというものであります。

中学校につきましても、同様の形の中で減額をさせていただくものであります。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) バス関係は、どういう予算でも補助金でもらっていくというお話ですが、  
これを安定的にやろうと思ったらきちっとさせておいた方がいいですね。だから、本当に頑張  
ってください。

それから、アスベストの関係で18ページ、19ページですけれども、役場の車庫に保管してお  
ったということ、これはかぎもかけられるところであるということなんですけれども、実は私、  
子ども会のことではそりを借りにあそこへ行ったんですね。ちょうどそのときにアスベストの  
入ったガムテープで封をした袋をちょうど積み出ししてみえたところに出くわしたんですけれ  
ども、それまで、そこにそんなアスベストが入っておるなんていうことは全然知らなかったで  
すよ。びっくりしたんですね。これは一体何ですかと聞いたら、これは撤去したアスベストで  
すなんていう話だったわけですけれども、そういうものの保管、それは今労働基準監督署等  
にも立ち会ってもらって、それは法的にきちっとやられておるのだらうというふうに、今の御答  
弁を聞いていて思ったので、一安心しましたけれども、しかし、そのようなものが庁舎の付近  
にあるということですね。だから、それを固めたというか、固まりであるわけですね、相当な  
数量が。危険な物質であるということには変わりないわけですので、その付近に近寄らないよ  
うな方法も一つはやられた方がよかったですのではないかとすることは、私はそのときに感じたん  
ですね。はそりを借りに行ったときにその隣で保管しておるというような状況だったものです  
から、私もびっくりしたし、一緒に行ったお母さん方もちょっとびっくりしておられたんです  
けれども。

それから、基準が変更になって、新たに撤去が必要なところは結局あるということですよ。な  
まだ県から何も来ておりませんというような御答弁なんだけど、何も来ていないというのはど  
ういうことなのかわからんのだけれども、新たにアスベストを撤去しないかん箇所はあるんで

すか、ないんですか。ないならないというふうにお答えいただければいいし、あるならあるというふうにお答えいただければいいんですけれども、教えていただきたいと思います。

それから臨時保育士の問題ですけれども、33人臨時保育士がお見えになって、うち8人が休憩対応だと。休憩対応ということだから、まさにこの場合は臨時といってもいい職員だと思うんですね。そうすると、あと残りが25人。25人のうち7人が正規の職員が産休に入っているから、その代替なんだという御説明なんです。ということは、これ差し引きすると18人の人は臨時じゃないんですよ、これは。18人の臨時職員の方というのは常時必要な職員なんじゃないですか。それは子供さんの数の変動によって動きはあるわけですけれども、しかし1年を通して、これは常時必要な職員だというふうに言えると思うんですね。これ午前中の話を蒸し返すようなんですけれども、そうなるとこの保育園の職場においても、18人の常時要る職員が足りないから臨時職員でそれを補っているというふうになるわけですね。だとするならば、臨時保育士なんていうのは、私はおかしいんじゃないかと。ずうっと継続してこれが臨時なんだということは言えないんじゃないですか、ここの職場においても。だから、きちんとここでも正職員を少なくとも18人は置かなければならない。そういう職場であるということは明らかじゃないですか。それを何で臨時的対応でいいのかということが、私には到底理解できないんです。臨時というのはあくまでも臨時なんですよ。これが常態化しているんだったら、正規の職員にしくちゃいけないですよ。そうじゃないですか。私はそういうふうに見るんですけれども、人事の担当の方はどういうふうに考えてみえるんですか。ぜひお教えいただきたい。

それから、教育振興費、32ページ、33ページですけれども、要保護・準要保護の関係ですけれども、これは準要保護の基準として、例えば国民年金の減免を受けてみえる方もたしか入りますよね。それから住民税の非課税というのも準要保護の対象が何かになってくるんじゃないですか。私ちょっと記憶がないので、定かじゃないんですけど、とにかく住民税の減免だとか国民年金の減免だとか、何らかの形で減免を受けてみえる方というのが準要保護の対象になっていたように思うんですけれども、しかし、例えば国民年金の減免制度も大幅に変わっちゃいましたよね。以前ですと年収560万円以下の方が減免の対象にもなっていたんですよ。今は違うでしょう。全額減免を受けようと思うと130万円以下じゃないと国民年金は全額減免にならないですよ。そういうふうに基準がどんどん変わっていつているんですよ。だから、準要保護を受けられる人というのが、そういう減免制度が狭まることによって、必然的に減少してしまうんです。だから、そこはやっぱりそういう制度が変わったら変わったように、今の準要保護の要件の基準も変えていただかないと実態に合っていないですよ、それまでの実態と。だから、そこら辺はぜひ変えていただきたいと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。以上です。

議長（宇野昌康君） 保育長。

保育長（稲垣朝子君） 臨時保育士について再質問をいただきました。

18名という人数は、臨時とは言えないのではないかとということですが、18名のうち10名は3歳未満児の副担という形で対応しています。また、8名につきましては障害児、あるいは軽度発達障害の子供たちの担当ということですので、これはその年によって人数が変わってきますので、この18名全員を正職でということは少し無理なように感じております。以上です。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） 先ほどアスベストの御質問をいただきました。

庁舎については、変更後も基準はクリアしております。よろしく申し上げます。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 就学援助費の要件といたしましては、生活保護を受けてみえる方、あるいは市町村民税が非課税、または減免をされた方、それから国民年金の保険料及び国民健康保険税が減免、もしくは徴収猶予された方、それから児童扶養手当の受給者などが対象となっておりますわけですが、先ほど言われました国民年金、あるいは国民健康保険税の関係につきましては、これで対象になってみえる方が何人くらい見えるかということとはちょっと把握をしておりません。今後、こうしたことにつきまして一度検討してみたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 保育園の臨時保育士の関係で、再度質問をいただきました。

先ほど保育長から御説明を申し上げた内容で、一応18名が産休・育休、さらには休憩時間対応の保育士さん以外ということになりますが、要するに私ども人事と保育園の保育長あたりと話をしておりますのは、10月ぐらいですか、最終申し込み等というか、その確認ができるのが、そういう段階で、子供さんの年齢によって違うものですから、何人の先生が必要になってくるのか、そういうものを出していただく中で4月1日を迎え、スタートをするわけですが、その後、特に未満児あたりというのは年度途中で増加をしていく傾向があるようでございまして、そういう部分での対応もこの18人の中には入っておるといふふうに私ども理解はしております、そういう中で必ずしも今吉田議員さんが言われました18名そのものが、本来正規の職員であるべきではないかというようなことというふうには理解はしておりませんし、この18名そのものを大口町の今の210人の定数の中で確保していくということは、とても今の現状ではできないという状況でございます。ですから、ある部分、本当に臨時職員というような中で常態化しておることがないのかということと言われますと、全くそれを否定はしませんけれども、

ただ現状としてそういうような他の要因も含めて臨時職員で対応しているというような職場も、あるいは時期的にそういうところで対応しなければならないというケースもあると思っておりますので、御理解をいただきたいと思ます。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 今部長が言われましたけれども、常態化している、そのことが僕は問題だと思うんですね。だから、常態化しているような状況があるのならば、それは正規の職員に置きかえていくことも必要だろうと私は思っております。

そういう点では、職員の方もそうした中で一生懸命努力をしてみえる様子も、私もよく理解しておりますし、また先ほどの質疑の中でもありましたけれども、当初8時間フルで働いていただける人を探したけれども、そうした人はいなかった。それは、フルで働いてくれる人が欲しかったということは、本当に常勤で働く人を探していたということも言えるわけですよ。そういう人は臨時では応募がない。これは正規できちっと雇う以外にないんですよ、こういう職場については。そういう方が要るということであるならば。だから、そういうことで努力を今後も人事担当の方も、定員もあるかもわかりませんが、定数もふやすのもやぶさかではないと思ますよ、必要なところで必要な定数を確保するというのは当然の話ですので、ぜひ努力いただきたいと思ます。

それから、朝から紙ばっか見ておるわけですがけれども、今、紙というのは偽装問題が出ていますよね。100%古紙を使っているはずのものが100%ではなかったというようなことで、例えば私どもの議会でいきますと、議会だよりというのもしか100%古紙の表示が使ってあったように思うんですがけれども、ところが、ことしの夏に議会だよりの編集委員会の講習会を受けに行ったら、その講師の先生は、100%の古紙は今つくっていないんだとそのとき言われた。こういう問題になる前ですよ。そういう話を聞いたんですよ。だから、何をこの先生は言っているのかとって、私ら議会だよりの委員のみんなは帰ってきたわけなんですよ。そうしたら年賀状の問題から発覚しまして、100%のものはないんですね。皆無なんです。大口町としては、どういうふうに対応しておられるんですか。

議長(宇野昌康君) 企画財政課長。

企画財政課長(近藤勝重君) 本町につきましては70%の古紙を利用しておりますので、御安心ください。

1番(吉田 正君) いや、安心できんのだわ、それ。そういうことじゃないんだわ。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番（吉田 正君） 要するに100%のものを使いなさいと言われておるわけでしょう。いろんなところから指導されておるのは。だから、70%のものを使っておるからいいということじゃないんだわ。100%のつもりで使っておったはずなのに、結果は70%だったということなんだわ、要するに。だから、それはいかんだわ、そういうことでは。だもんで、今後どう対応するんですか。

議会だよりの方も対応を考えてもらわないかと思うんだけど、本当の話。

議長（宇野昌康君） 総務部参事。これ問題外ですけども、答弁してください。

総務部参事兼情報課長（小島幹久君） 広報の関係で、うちの方は確認等調査しております。広報紙に関しては、うちもエコマークをつけまして、古紙100%ということはどうたってないですが、再生品のエコマークをつけております。心配になってももちろん確認はしましたが、たまたま私どもの納入業者はメーカーに確認して100%の古紙を使っていると。ただ、これがいつまで続くかと。今回のコピー用紙なんかでもそうなんです、納品先の中では同じ商品でもメーカーが複数のメーカーから入っていると。同じ商品、見た目は変わらないんですが、あるメーカーのは100%間違いのないというメーカーもあるそうです、現実には。そこへ当然受注が集中してきますので、いつまで納品できるかはわからないという話は聞いておりますので、広報の方もエコマークは外させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって、議案第13号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第14号 平成19年度大分町介護保険特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第15号 平成19年度大分町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 一つだけ聞きます。

12ページの予備費で7,565万3,000円、大分予備費の額が多くなっておりますが、国保税を引

き下げるといふことにはつなげていただくわけにはいきませんか。

議長（宇野昌康君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 田中議員の御質問にお答えします。

予備費3,500万円積んだわけでございますけれども、この補正予算につきましては12月、1月、2月の3ヵ月分の療養給付費を見込んでの補正予算でございます。ですので、例えばインフルエンザですとか、ノロウイルスですとか、そんなようなものが大量に発生しますと、療養給付費がたくさん要るといふことで、とりあえず予備費へ積み立てをしました。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって、議案第15号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第16号 平成19年度大口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、ここで2時55分まで休憩といたします。

（午後 2時43分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時55分）

議長（宇野昌康君） 議案第17号 平成20年度大口市一般会計予算の質疑に入ります。

平成20年度大口市一般会計予算書及び予算に関する説明書の事項別明細書により順次質疑を進めます。

それでは、平成20年度大口市一般会計予算書及び一般会計の歳入について、一括して質疑を行います。

款1.町税から款19.諸収入までについて、予算に関する説明書の4ページから29ページまでです。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） まず4ページの町税についてお伺いします。

町税の予算編成に当たっての基本的な考え方、要するに過去の当初予算をベースにしておられるのか、それとも決算の額をベースにして20年度の予算を設定しておられるのかというのがまず1点。

2点目、同じく4ページの町民税の法人町民税です。先ほども話が出ておりましたけど、19年度で既に20億を超える額が出ております。にもかかわらず、20年度では15億しか予算を組んでみえません。これは19年度の20億を超えるという額からしますとわずか75%で、余りにも額が離れておるんじゃないかと思うんですが、20年度の15億というのはどのような積算根拠か、お示しをいただきたいと思います。

それから三つ目が、同じく4ページの固定資産税です。これにつきましては、19年度の財政力指数は1.61ということですが、大規模償却資産に対する固定資産税の課税権はいつから県の方に付与されるのか、お伺いします。

それから同じく4ページの町たばこ税につきましては、18年度2億の予算に対して決算は1億9,000万でした。さらに15年度以降、毎年減少しております。特に17年度には900万の減額を見ております。そういうことからしますと、19年度の1億9,000万、さらには20年度の1億8,000万というのはちょっと見積もりが甘いんじゃないかという気がいたしますが、その積算はいかがでしょうか。

次に、6ページの自動車重量譲与税、それから地方道路譲与税、8ページにあります自動車取得税交付金、これらはいわゆる道路特定財源のことと思いますが、仮に租税特別措置法の延長が認められず、暫定税率の期限が切れた場合、道路事情への影響額はどれぐらいになりますか、お尋ねいたします。

次に、8ページの地方特例交付金についてお伺いします。

これは、地方財政の減収を補てんするための臨時的なものとお聞きしますが、今後、この条件があって、税制改正までというような表現がしてございましたが、町としてはこの先の見通しをどのように立てておられるか、お伺いします。

それから、同じく8ページの地方交付税ですが、19年度は1,800万でした。20年度は600万ということで3分の1でございますが、その要因はどんなところでしょうか。

それから10、11ページの民生費の負担金のうち、保育園運営費保護者負担金が9,600万から451万2,000円減の9,148万8,000円ですが、昨年の議事録によりますと、19年度は園児数を580名見込んでおられるという記録が出ておりますが、20年度は何名ほど見込んでおられるか、お伺いします。

以上8点です。よろしくお願ひします。

議長（宇野昌康君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 丹羽議員さんから、まず1点目に、町税全般の予算計上された理由といいますが、計上の内容についての質問だったと思います。

町税全体を計上するときに、税としましては税制改正の内容の改正税額分と、過去の実績に応じて対応して計上させていただいております。税制改正分と過去の実績の入の経過によって計上させていただいております。

では、最初に町民税の方から項目ごとに説明させていただきます。

個人町民税は12億7,000万円で計上して、前年が12億6,500万円で500万円の増額と、小ではありますけど、個人町民税においては過去2年間、税制が大幅に改正をされ、その改正後20年度においてははまだ通知もなく、臨時議会を開催するところは、隣接市町村には一カ所もございません。そんなところで増となる分だけの計上をさせていただいております。

法人町民税は、先ほどの補正のところでもお話をさせていただきました。過去の実績等々を見まして、非常に19年度は大幅な伸びがあり、過去を比べてみますと到底推測のできるものではございません。19年度分は特別に入ったということが考えられます。19年度は、昨年答弁させていただいたときもそうでしたけど、法人税としてはピークを超えているというように私は考えております。19年度中にも企業訪問等々させていただいて、細かいところで綿密に調べたつもりでございます。厳しい見方として15億3,800万を計上させていただいております。

3点目が、大規模償却について県へ納める額はいつごろでどうかという質問であったと思います。さきの議会にも説明させていただいております。おおむね7,500万円程度ということで、正確な数字については4月に入ったところで一度申請をしてというか、協議に入って、そのときに初めて金額が確定する数値でございます。

続いて4点目ですけど、町たばこ税は1億8,000万で計上を今回させていただき、前年が1億9,000万であり、1,000万円の減額となりました。過去の経過を比べてみますと、年々本数が減っているのが実情であります。17年から18年に対しては577万本程度が減っているということで、8.7%の減ということで、推察するには、健康に対する意識の改革と、喫煙場所の廃止等々によって喫煙者の減少が大きな要因となっております。以上です。よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） それでは、先ほど御質問いただきました道路特定財源について回答させていただきます。ページ数につきましては6ページにあります自動車重量譲与税の8,300万、地方道路譲与税の2,900万、続きまして次の8ページにあります自動車取得税交付金1億1,200万にかかわってくるものでございます。

暫定税率の期限が延長されなかった場合の影響額につきましては、平成20年度の今言いまし

た歳入額に対しまして、約9,900万円の減額となる見込みで試算しております。

続きまして、地方特例交付金につきまして御質問いただきました。こちらにつきましては、8ページになります。地方特例交付金の今後の見込みはというようなお話をいただきました。

見込みにつきましては、この地方特例交付金といいますのは、平成18年度までは額としまして1億円以上の額が町の方に交付されておりました。これも、平成11年度からの恒久的減税、このときは景気低迷対策の一環として個人町民税、所得税の引き下げとか、法人税の課税率の引き下げが行われました。その補てん措置としまして、特例交付金が交付されていたもので、1億円以上が交付されておりました。この措置が18年度限りで廃止されたことに伴いまして、19年度は1,300万という額になりました。19年度も1,300万という金額がありましたのは、18年度から児童手当の拡充に伴う地方負担に対する補てん分となります。さらに平成20年度につきましては2,500万となりまして、19年度に対して1,200万くらいプラスされました。これは、さらに住宅借入金控除による個人住民税の減収分の補てんとしまして、平成20年度から新たに交付されるものでございます。今後、交付金がどうなるかということにつきましては、現状は今後も交付される見込みでありますが、国の方の方針でどうなるかわかりませんので、よろしくお願いたします。

あと地方交付税ですね。同じく8ページの、金額としまして19年度ベースで1,800万が、本年度の20年度につきましては600万円ということで、3分の1の額で計上しております。これにつきましては、地域手当の関係に絡んでくるわけですが、昨年末、県の方から22年4月から地域手当につきましては、支給率を国に準じる予定がない市町につきましては、特別交付税を減額するというようなペナルティーがある旨を県の方から聞きました。それで、大口町もこの3月に条例を改正することになっておりますので、この予算査定時にはペナルティーを料されたという想定で、17年度ベース2,500万ぐらいいただいておりますけど、その75%カットの600万を計上したという経緯でございます。以上です。

議長（宇野昌康君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 来年度の園児数の想定ということで、保護者負担金の額が19年度に比べて451万2,000円ほど減額になっておるがということでございますが、園児数につきましては、議員おっしゃられましたように、19年度につきましては580名という想定をいたして予算を組ませていただきました。20年度につきましては570名という園児数を、マックスということで想定をさせていただきました。451万2,000円の内訳でございますが、これが減ってまいります要因といたしましては、園児数が減るという想定以外に、昨年からはじめております第3子の保育料の、未満児だけですけれども、これの無料化に伴う減収分、それからもう一つは保育料の表自体を見直しをかけておりませんので、御承知のように所得税と住民税の負担割合が

変わってきております。したがって、所得税の方で私ども計算をさせていただいておりますので、そういったものが合わさりましてこれだけの減収になってくるというふうに御理解がいただきたいと思います。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 町税の予算編成につきましては、税制改正の内容、それから過去の実績に基づいて予算編成してみえるということは理解できました。

それから2番目の法人町民税につきましては、20年度15億というものも厳しい査定をした状態だということでございますが、大口町の企業の景気は後退するというふうに見ておられるのかどうか、その辺のところを再度お尋ねいたします。

それから大規模償却資産に対する固定資産税の課税権でございますが、ということは20年度から課税権は県の方に移るということでよろしいでしょうか、確認をさせていただきます。

それから自動車重量譲与税等の特定財源に基づく道路事情への影響額でございますが、9,900万減額になるということでございますが、仮定の話で申しわけありませんが、仮に減額になった場合、その財源はどのように補てんをされるか、あわせてお願いをいたします。

それから地方交付税につきましては、地域手当を従来のまま出しておるとペナルティーを科されるということでございますが、これも仮で申しわけないですが、地域手当を22年の4月1日からなくした場合は、交付金はどれだけいただけるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから保育園の運営費のことでございますが、570人見込んでおられるということですが、570人に対して、19年度の補正で出ておりましたが、保育士さんは何名が妥当な線なのでしょうか、お伺いします。以上、よろしくお祈いします。

議長(宇野昌康君) 税務課長。

税務課長(松浦文雄君) 再質問をいただきました。

先ほどの答弁の中で、町税の予算計上の中でこういった経過で組んでみえるかというお話がございました。当初予算ベースは、当初予算対当初予算の比較で計上させていただいておりますので、よろしくお祈いいたします。

それと、法人町民税の件でございますけど、企業訪問をさせていただいた折にも念を押してお尋ねをさせていただくわけですけど、20年度においては19年度を下回ることはない予想だという話は全企業からいただいております。ただし、19年度のオークマさんについては、予想を上回る入があったということで、4億というお金は、多分私の推察では到底無理であります。

続いて大規模の件ですけど、大規模は議員の言われるように、平成20年度から県課税となっ

てきます。以上です。よろしく申し上げます。

議長（宇野昌康君） 保育長。

保育長（稲垣朝子君） ただいま、園児数に対して何人の保育士が妥当かという御質問をいただきました。

今現在、大口町には4園ありまして、年齢によって保育士を配置する基準、最低基準で決められております。4・5歳児につきましては、園児30人に対して保育士1人、3歳児につきましては20対1、2歳児につきましては6対1、1歳児につきましては5対1、ゼロ歳児につきましては3対1という最低基準に基づいて職員を配置しております。また、小学校の方でも言われておりますように、軽度発達障害のお子さん、あるいは障害を持ったお子さんが多数保育園の方にもおりますので、そういったことで加配保育士という形で障害児担当の保育士も配置しておりますので、一口に何人が妥当ということは非常に申し上げにくいところです。ただ、最低基準に合わせて職員を配置しております。以上です。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） それでは、先ほど特定財源の再質問をいただきました。仮に9,900万減額になった場合、どのような財源補てんをするのかというような御質問の内容でございました。これは、国・県等の各事業におけます特定財源確保に向け努力する一方、基金の取り崩しもあり得るかなということを考えております。

あと、地方交付税の今後の見込みということで、地域手当を仮に22年4月から実施した場合、交付税はどのような額になってくるのかというような御質問の内容でございました。

19年度につきましては、今現在「頑張る応援プログラム」で、既に12月に1,500万いただいております。19年度につきましては、予算上は1,800万見込んでおりますが、もし満額入れれば19年度は3,300万ぐらいになる予定でございます。あと20年度につきましては、その「頑張る応援プログラム」が19、20、21と3年間継続されます。しかし、同じ19年度のメニューで「Oh - ! TOWNおおくち構想」と巡回バスの方で再度いただくことはできません。ですから、また新たな事業を、国に合う基準があれば最高1,500万いただけるということになっておりますので、「頑張る応援プログラム」についてはまだ未定ということで計上しておりません。

あと、通常の特別交付税につきましては、20年度、もし満額ペナルティーなしでいただけることになれば、額としましては、19年度の1,800万よりは、超過団体とか裕福な団体は国の方もペナルティーとは別に減額するというような措置をしますので、見込みとしましては一千五、六百万ぐらいはもらえるんじゃないか。次年度につきましても多少100万か200万ぐらい減った金額でいただけるのではないかと考えております。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

( 挙手する者あり )

議長 ( 宇野昌康君 ) 土田進君。

8 番 ( 土田 進君 ) 13 ページ、清掃手数料、3 番可燃ごみ家庭系収集手数料1,041万、これはことしから新しくここに上がったわけですが、27 ページ、3 番衛生費雑入、4 番可燃ごみ事業系収集袋売払収入552万、これは両方ともごみ袋ということですか。同じごみ袋だとすると、なぜこうして二つに分けて計上されているのか、お尋ねします。

もう一つ、同じ27 ページ、衛生費雑入で、3 番資源ごみ等売払収入914万、19年度当初予算では710万7,000円と見込んでおりましたが、決算の予想はどれくらいになるか、お尋ねします。以上です。

議長 ( 宇野昌康君 ) 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長 ( 杉本勝広君 ) 土田進議員から質問いただきましたごみ袋の件でございますが、このごみ袋につきましては、今まで雑入ですべて、家庭系も事業系も受けておったわけですが、ことしの4月1日から手数料条例を制定させていただきます。それにつきまして、家庭系のごみ袋については収集手数料として衛生手数料へ計上させていただきます、事業系の可燃ごみ袋につきましては衛生費の雑入に入れさせていただいております。この違いにつきましては、家庭系のごみにつきましては一般廃棄物、それから事業系につきましては事業系の廃棄物ということで、行政が主体的に家庭ごみの方は収集の義務があるんですが、事業系につきましては違いますので、雑入と手数料と明確に分けさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

資源ごみの売払収入でございますが710万7,000円、昨年の予算から914万組ませていただいておりますが、資源ごみの回収も順調に進んでおまして、ことし19年度の決算はまだ出ておりませんので一概に申し上げられませんが、約900万ぐらいの売払収入があるというふうに見込んでおります。よって、20年度の予算は914万円を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

( 挙手する者あり )

議長 ( 宇野昌康君 ) 土田進君。

8 番 ( 土田 進君 ) 今、ごみの袋の項目を二つに分けられたという説明がいまいまいちわかりませんが、私の質問に対してはすべて答えていただいたと思いますので、結構でございます。

( 挙手する者あり )

議長 ( 宇野昌康君 ) 木野春徳君。

10 番 ( 木野春徳君 ) ページ19のところに放課後子ども教室推進事業費補助金とありますが、これはどういったものか、教えていただきたいと思っております。

あとページ21、小学校費委託金として豊かな体験活動推進事業委託金、学校教育研究委嘱校委託金、中学校費の委託金で、あいち・出会いと体験の道場事業委託金、命を大切にすることを育む教育推進事業実践活動委託金とありますが、これについても具体的にどのようなものが、教えていただきたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長（三輪恒久君） 放課後子ども教室の関係です。これは、歳出の205ページに430万という予算を計上しております。これは国の国庫補助金、厚生労働省と文部科学省の二つの省庁がそれぞれ今子供たちに生きがいを持たせようということで、両省が組んでこの事業に取り組むということでありまして、そこで、私どもは生涯学習の観点から、子供たちが学校から帰ってきて、夜、家で過ごすまでの生き生きとした子供を育てるために、NPOのウィルには多種目、それから文化事業等の委託をいたしまして、そこで子供たちの活動を見ておるものであります。

さらに、余野の集会所というんですか、それとか学共の方で文化の森の方に、NPOですけれども、そこに委託をしまして、放課後の子供たちを預かって、そこで折り紙を教えたり、さらには子供たちが勉強を教えてほしいということであれば、そのNPOの人たちが一緒になって教えたり、遊んだりするというものであります。非常に好評でありまして、今後ともこの事業を継続していくというものであります。

これは補助事業でありまして、430万円の3分の2を掛けていただければ286万6,000円という数字が出てきますので、一度計算してください。よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 四つの事業について御質問をいただきました。

まず小学校費でございますが、豊かな体験活動推進事業委託金につきましては、今年度の6月の補正予算におきましてお認めをいただいている事業でありまして、19年度、20年度の2カ年事業になっているものであります。この事業の内容といたしましては、さまざまな体験活動を通して社会性等を学ぶものでありまして、地域間交流事業として南小学校が行っているものであります。20年度につきましても、引き続き実施をしていくということでございます。

それから、学校教育研究委嘱校委託金であります。これにつきましても、今年度の6月に補正予算でお認めをいただいているもので、これも2カ年事業として、県の指定を受けて実施している事業であります。内容といたしましては、特別支援学級の児童、あるいは軽度発達障害の児童など支援体制の整備、あるいは個別の指導計画など、特別支援教育のあり方を研究するというものでございます。

それから中学校費でございますが、あいち・出会いと体験の道場事業委託金、これはいわゆ

る中学校で既に行っております職場体験であります。今年度の6月にこれも補正予算でお認めいただいている事業でございます。中学生が企業等に出向きまして職場体験を行うというものであります。

それから命を大切にすることを育む教育推進事業実践活動委託金、これにつきましては中学校の事業であります。生きることの意味、あるいは命の大切さ、こういったことを伝えるために、今力強く生きておられる方に触れ合うというような機会を設けまして、自分の命の大切さについて子供たちが考えていこうと、こういった趣旨で実施がなされる事業であります。

さらに、施設の訪問、あるいはボランティア活動などを通じまして、他人を思いやる心、そういったものを高めていくというような趣旨で実施がされるものであります。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 木野春徳君。

10番(木野春徳君) 先ほどの放課後子ども教室につきまして、私は私なりにちょっと調べてみたんですけど、ウィル大口のやっている生き生き土曜学級というのは対象にはなっていないのでしょうか。

それと、もともと先ほど答弁にもありましたけど、文部科学省と厚生労働省の事業の、いわゆる放課後子どもプランというのが基本だと思うんですが、平成16年から18年にかけて緊急3ヵ年計画ということで、地域子供教室推進事業ということで、国の方からもいろいろと支援がされていたと思うんですけども、先ほど言われたように、子どもと文化の森の方でも既に平成17年度からこれを開始されているということで、そこには補助金とかそういうものは出ていなかったのでしょうか、ちょっと教えていただけますか。

議長(宇野昌康君) 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長(三輪恒久君) ウィルの方は多種目等で子供たちに、活力のある生き生きとした子供をつくるために実はやっているものでありまして、文化の森というの、以前その補助金をもらってまいりました。それが終わりました、3年間で。そこで、文化の森の方に私ども話をしまして、新しい事業が展開されるということで、この事業を受けてくれますかということでお示しをしたところ、子供たちに役に立つことであるならばぜひともお願いしたい、やらせてもらいたいということでありましたので、私どもは平成20年度の予算に計上させていただいて、文化の森の方に委託をしていくということであります。

それで、先ほどの放課後のプランの話は、これはこども課の方の関係との絡みがあります。それで、必ずしもこういう事業が生涯学習でやらないいけないのかという議論もいろいろあります。ただ、こども課の方は児童館を持って運営をしておりますので、今後、子供としての統一性の事業は一括で集めていくのもいいことではないかと思っておりますけれども、私どもが受けて、

とりあえずそういう組織を持っておりますので、そこと協力を一番しやすい形が我々の生涯学習課でありますので、私どもが受けて、子供たちのためにということで20年度の予算を計上したというものであります。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 木野春徳君。

10番(木野春徳君) 生き生き土曜学級は対象外なんですか。

議長(宇野昌康君) 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長(三輪恒久君) 失礼しました。生き生き土曜学級は関係ありません。

議長(宇野昌康君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 法人税については、町としては厳しい見方をして計上したということでございますので、これは大変厳しいということで理解をしておきたいと思ひますし、これが増額されるような方向になれば、それにこしたことはないわけですがけれども、しかし、余りに厳しい見方をし過ぎて、本来入るべき予算が当初から計上されないばかりに、本当は平成20年度で事業をしなければならないにもかかわらず、それが先送りにされるというような事業はないんですか。例えば区からいろいろな要望が出ておりますよね。その要望に対して、平成19年度は達成率というものは、一体どのぐらいの達成率なんですか。

厳しい見方をするというのは、そういう見方もしないかんわけですがけれども、一方で住民の皆さんからの要求があるものですから、やっぱりそれにこたえていける形が一番望ましい形だと思うんですね。だから、そういう意味では、余りにも厳しい見方をしちゃうと、本来取り組んでほしいことが先送りされてしまうと。また、そうしたことで住民の皆さん方からいろんな不満の声が出てきてはいけないと思ひますので、その各区からの要望に対する今年度の達成率をぜひお教えいただきたいと思ひます。

それから法人税ですがけれども、従業員の数というのがかなりのウエートを占めているんじゃないかと思ひますね、この算出する上において。要するに大口町の場合は工場がたくさんあるから法人税がたくさん入るのではなく、本社機能がそこに備わっているからこそ、本社の正規の従業員がたくさんいるから法人税がたくさん入るんですね。これが例えば三重県の亀山のシャープの工場のように、確かに従業員の数が3,000人、5,000人とおっても、そこで派遣や請負の従業員が1,500人も2,000人もおってはなかなかこういうものには反映してこないということになるわけですがけれども、各法人の正規の従業員の数というのは、平成20年度においてはふ

えていく見通しなのかどうか、その点についてもぜひお伺いしておきたいと思います。

それから固定資産税の中の償却資産、さっきも丹羽議員から質問が出ておりましたが、7,500万円ほど、これは4月に協議して確定するんだということですがけれども、その大規模償却資産の基準というのがありますよね。要するに取得価格の何億円以上だとか、そういうものが多分あると思うんですね。それに基づいて、それが大規模償却資産かどうかという判定がされるんだと思うわけですがけれども、それは当然把握されてみえるわけですよね。ですから、その4月の協議を待たずに、それは幾らになるのかということとはあらかじめわかっていることじゃないかなあと思うんですが、それはいかがなんでしょうか。

この予算の中には、県へ吸い上げられる分の大規模償却資産税分というのは入っているのか入っていないのか、これがよくわかりませんので、もしこれが入っているということだったらここから減っちゃうということになりますし、4月にならないとわからないというお話ですので、そこら辺がちょっとわかりませんので、お教えいただきたい。

ついでに聞きますけど、この償却資産税、要するに企業が生産する際の機械とか、そういうものを購入すれば、当然償却資産税がふえていくわけですがけれども、その投資する動向はどういうふうになっていますでしょうか。まだ生産力をアップするために機械等の購入というのは、今後も継続していくような状況にあるのかなのか、そこら辺もぜひお教えいただきたいというふうに思います。

それから6ページ、7ページなんですけど、株式等の譲渡所得割交付金というのがありますけれども、前年度が400万円今年度は800万円ということですがけれども、これは税率がアップしたから倍にしたというようなことなんですか。ちょっとよくわかりませんので、この点についても御説明がいただきたいと思います。

それから、8ページ、9ページのところで地方交付税の特別交付税ですが、「頑張る応援プログラム」という言葉が出てきたんですけれども、一体何ですか、これは。これも教えてください。

それから、これは委員会で聞くとして、10ページの教育使用料ということで出てくるわけですがけれども、2,196万9,000円、前年度と比べると教育使用料が減ると。健康文化センター分が減少するということになっていますけれども、要するにこの健康文化センターの一部分を指定管理者に移行していかれるんですね。既に業者も共同体みたいなところに決まったと思うんですがけれども、こうした収入というのは、例えばトレーニングセンターとかそういうところの収入が減収分の主な内容なんだろうと思うんですがけれども、こうした収入を指定管理者の方に吸い上げられると同時に、そこで例えば大口町が事業というか、実際に事業をしてみえますね。いろんな課があったり何かするわけですがけれども、例えばその中の会議室なんかを課が借りる

ような場合だと、その指定管理者に使用料を払うんですか。よくわからないんですけど、そこら辺のところ。ちょっと教えていただきたいんですけど、今までだったら町の施設だものだから、町の各課がこの会議室を使って会議をやりましょうというようなことであれば、多分無料で借りてみえたんだと思うんですけど、それはどうなるんですか。そういうのもこの中に入っておるのか入っておらんのかよくわからんのですけれども、私の頭の中がごちゃごちゃになってしまって、ぜひ教えてください。

それから14ページ、15ページの教育費国庫負担金があるんですけど、前年度は4億8,645万円で本年度はゼロということで、廃目という御説明だったんですけど、前年度の4億8,645万円というのは、本当に平成19年度中に入るお金なんですか。これはもう確定しているんですか。そこら辺もちょっとわからんものですから、ぜひお教えいただきたいと思います。

それから18ページ、19ページ、放課後子ども教室推進事業費補助金、さっき木野議員からも質問がありましたけれども、学童保育とは全く違う事業だというふうに私自身は認識しているわけですね。この放課後子ども教室というのは、一体どこの場所でやるんですか。学校の教室でやるといっても、空き教室がもう既にないような学校もあるでしょうし、よくあるのは空き教室を利用したりしてやられるわけですけども、いろいろお話を聞いておると、北小学校も何か第2音楽室か何かも普通教室にかえちゃうとか、そういうお話も聞いているぐらいで、教室も足らなくなっている小学校も出ているわけですけども、一体どういう場所で、それからどのぐらいの子供の人数を対象にしてこういう事業をやられるのか、そこら辺のところもぜひお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、20ページ、21ページの総務費委託金の中に、あいち森と緑づくり税導入準備費交付金というすごい名前の交付金に来ておるんですね。お金がもらえるんですね。税を導入するという準備のためにということで。これは一体何なんでしょうか。よくわかりませんので、ぜひお伺いをしておきたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） それでは、吉田議員の御質問、2点ほどあったかと思いますが、お答えします。

まず最初に区からの要望ですけど、行政課が対応しますものにつきまして、掲示板の設置並びに消火栓等の設置については、おおむね予算化して対応しております。

それから、平成20年度から始まります健康文化センターの指定管理者制度に伴います会議室の使用についてですけど、予算書の39ページを見てください。39ページを見ますと、安全・安心まちづくり事業の中の14.使用料及び賃借料の使用料、指定管理施設ということで3,000円上

げております。これは、交通安全の会議をするために会議室の使用料としてこのような形で計上しております。ですから、健文の会議室を使われるほかの課も一緒だと思いますけど、このような形で予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（宇野昌康君） 建設課長。

建設課長（野田 透君） 吉田議員さんの方から、歳入を少なくするというか、厳しくすると、住民要求のうちこたえられないものがあるんじゃないかというような御質問をいただきました。御質問の答えになるかどうかわかりませんが、土木事業の要望を各区長さんから毎年いただいております。平成19年度につきましてですが、区長さんからいただいた要望件数は370件の要望がございました。そのうち252件についておこたえをさせていただいたわけです。率としては68.1%、これは低いという見方もございますが、ここの中で道路改良等の要望もたくさんいただいております。こうしたものは用地を伴いますので、お金が幾らあってもすぐにはできないというような事業もございまして、一応土木事業の要望としては68.1%という達成率でございます。よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 吉田正議員から御質問を受けました、法人町民税の厳しい数値については、おおむね了解いただいたものと思います。今後も精査をさせていただいて、早い時期に提供できる金額については補正等で対応したいと、もう一度適正な審査をさせていただきます。

続いて、法人の所得の、好景気で会社がもうかっておるのに何で大口町にどんどん法人税が入ってくるかという、算定根拠の、なかなかこういう場で発表したことはございませんけど、法人所得税の一般事例でいきますと、法人所得に30%掛けて、通常は本社があればその利益はすべて本社工場に入ると言ってみえますけど、人数割の計算は、大口町の事業所の人数を会社の従業員で割ったもの掛ける12.3%であります。ですから、その数字によって中間報告、申告方法はいろいろありますけど、それによって提出されてみえます。その数値に従って予測するのが現状であります。

それから従業員数を将来にわたってどのような形で把握してみえるかということですけど、把握はしておりません。すみません。

それと、固定資産の償却関係の把握はどのようにしてみえるかということですけど、あくまで申告制になっておりますので、大きな、これも企業の割合が過半数以上を占めております。そんな関係上、同じく企業訪問の折にお聞きして、来年度はどのような機械・工具を入れられますかというお尋ねをして帰ってくるのが現状でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長（三輪恒久君） 放課後の質問であります。

まず場所と人数の質問だと思いますが、場所につきましては、ウィルというのはスポーツクラブでありますので、大口町の総合グラウンドを拠点としまして、多種目、サッカーというようなものを放課後の子供たちに提供していくというものであります。人数的には、1チームから2チームできる人数をやるわけですけれども、それぞれ子供の取り合いになっておりまして、なかなか人数が集まらないという問題も一つあります。

それから、文化の森は余野の学共では、ちょっとした土曜日あたりとかいうときには多目の人数の事業の展開で、学共で行います。それと、ここの法人は余野の社務所を借りておりますので、その中で学校の帰りのときですから5人とか10人ぐらいのときも実はあります。そういう子たちが気軽にそこのおばちゃんたちのところに寄って交流を深めたり、それぞれ子供たちの悩みを聞いてあげるということでもあります。その文化の森の人数が、実は7名から8名ぐらいで、どんどんと仕事というんですか、そういう事業を展開していただきたいわけですけれども、人数に限りがあるということで、幾らいいお話でやろうと思っても人数に限りがあってこれ以上受けられないというもお聞きしております。そういう面は、これから地域振興の方と、人をNPOとして育てていただく団体があれば、そちらの方のお力をかりて、こういう展開を伸ばしていくということで考えております。

総体的には、多いときと少ないときもありますけれども、何か子供たちが喜ぶイベントを催すと、そのときは人数が多くなるということでもあります。お母さんたちにも受け入れられ、喜ばれておりますので、余野の地域、下小口の地域の方についてはそちらへ行っていただくということでもあります。以上です。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 14ページの教育費国庫負担金について御質問をいただきました。この負担金につきましては、統合中学校建設事業におけます校舎建設分でありまして、今年度につきましてはこの額の収入を見込んでおります。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） 先ほど御質問いただきました、まず大規模償却資産の関係でございます。おおむね課税額が、昨年の議会の折にも七千四、五百万というお話をしました。それで、現在、おおむね償却資産の方も確定はしておりますが、あと青山製作所さんの方が確定しておりませんので、青山製作所さんの方が、10億8,000万という大口町の課税額を上回る企業が対象となりまして、そうしますと、青山製作所さんが入るか入らないかで9社か10社という違いも出てきます。今のところ、青山製作所さんが入るという前提で試算をしておりますと

ころ、約7,500万という数字が出ております。それでこの金額が10社全体ではなく、課税標準額が最も多い企業から課税されます。東海理化さんですけど、東海理化さんが7,500万、県の方から納付書が来るという状況になると思います。今の件は、県の方からも事前に東海理化さんの方にはお話しされておりますので、東海理化さんも承知の上で了解しておると聞いております。

続きまして、株式譲渡所得割交付金について御質問いただきました。この交付金につきましては、平成15年度の税制改正によって創設されたものでございまして、愛知県に納入されました株式譲渡所得割収入額から徴税費相当額5%を控除した額の68%が市町村に交付されます。ですから、市町村ごとの個人町民税の額に案分して交付されるものでございますので、このような額を算出しております。

続きまして、特別交付金の「頑張る応援プログラム」とは何ぞやというような御質問をいただきました。これにつきましては、先ほども申し上げました19年度から始まりまして、国の方に事業の認定がされれば、地方交付税の特別交付税として上乘せされて交付されるという趣旨のものでございます。本町につきましては「暮らし楽々まちづくり」、巡回バスですね。巡回バスと「Oh-TOWNおおぐち構想」で事業費約5,600万ぐらい申請しました。それが認められまして1,500万という金額で、昨年12月に既に入金済みでございます。以上です。

議長（宇野昌康君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 失礼しました。

21ページのあいち森と緑づくり税導入準備費交付金、新規交付金となっております。この内容につきましては、今の段階の説明では、平成21年度より県税として合わせて徴収する森と緑の愛知県民の皆様にご負担していただく県民均等割の額の徴収が入っております。愛知県内の都市の緑を一体的に整備し、保全する新たな仕組みを創設するということで、山から町で緑豊かな愛知を実現したいと、愛知県知事が2月議会で表明されました。その折に、個人の方については年額500円増しで、法人の方については5%増し、年額にすると1,000円から4万円増しを基準として実施したいということで、20年度、その内容については協議をされていくものです。以上です。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 償却資産税でもう一回聞いておきたいんですけど、要するに大口町の財政力がよくなればよくなるほど償却資産税が吸い上げられる額がふえていくんですか。それと、償却資産となる投資ですね。例えば機械だとかそういうものがどんどんふえればふえるほど、愛知県にどんどん吸い上げられていくということなんですか。これは投資をいっぱいやっ

ていただいて大変うれしい限りなんですけれども、しかし、それがふえればふえるほど愛知県に吸い上げられてしまうという、それではちょっと心外な気持ちなんですけれども、私としては非常に。皆さん方もそうなんじゃないかと思うんですが、だから、大手の町内の10社なら10社、9社なら9社で、償却資産税がふえればふえるほどこの額がふえるというふうに考えればいいんですか。もう一回教えてください。

それから、21ページのあいちの森と緑づくり税導入準備費交付金ということで、これは平成21年度に課税されるということが決定なんです。こんな交付金なんていうのが来るということとは。今だといろいろ準備というのか、決まったような言い方ではなかったですよ、このことというのは。これはもう決まったのか、それともまだ決まっていなくても、何を準備するために使われるお金なんですか。ちょっとよくわかりませんので、もう一度お伺いをしておきたいというふうに思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 今の大規模償却の件で、たくさん償却がふえればふえるほど県に吸い上げられる額が多くなるかという質問だったと思いますけど、現状ではそういうふうに解釈しております。非常にそんな気持ちもあって、うちの職員にも県やらいろんなところへ飛んでいただいて調査をさせていただいておりますけど、そのものの計算式ははっきり決まっておりますし、今の状況では変える方向は何らございません。また、4月になった折にきちっと数値を出してみまして、また報告できるところで報告したいと思います。

続いて、県税で徴収を予定している年額、均等割500円の件ですけど、県条例改正でこの2月の県議会に提出をされております。終わったか終わってないか確認してございませんで申しわけございませんけど、この金額というのはPR料とソフト開発料が主なもので、チラシを入れたり、均等割というか、これは県の方からこれぐらいでPR誌の印刷はできるんじゃないかというようなことで定められて、私の方がいただいた金額を、この金額で計上しなさいということになっております。20年度中にいろんなところに紹介して、御理解を県知事さんはいただくということの説明を受けています。以上です。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） 先ほど大規模償却資産で、当初予算に県課税分が反映されているかというような御質問をいただいております。当初予算からは除外して計上しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 以上で歳入の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

(午後 4時07分)

議長(宇野昌康君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 4時10分)

議長(宇野昌康君) 続いて、一般会計の歳出を行います。

款1.議会費及び款2.総務費について、予算に関する説明書の30ページから79ページまでです。  
ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 37ページの下の方にあります15.工事請負費、掲示板設置工事費、これは減耗補充ですか、新規設置の予定のものですか、お伺いします。

それから次に39ページ、行政区の交付金についてお伺いします。これは、前ページから引き続いておりますので、この行政区交付金は積算となった事業を教えてください。

それから43ページの下の方にあります特別職報酬等審議会委員報酬、これは19年度も同額計上されておりますが、審議会は実際に開催されたのでしょうか、お伺いします。

49ページ、公用車管理運営事業のうちの使用料ですが、19年度より23%、100万円くらいアップしておりますが、この要因をお伺いします。

それから51ページの真ん中辺よりちょっと上のところに複写機、これも二百数十万円アップしておりますが、これについての要因をお伺いします。

それから55ページの下の方にあります社本育英事業基金元金償還金、これにつきましては前年度は利子だけでございましたが、20年度は元金を償還するということになっておりますが、その理由を御説明願います。以上です。

議長(宇野昌康君) 企画財政課長。

企画財政課長(近藤勝重君) まず49ページの公用車の賃借料が100万ほど昨年より増額した理由はという御質問をいただきました。これにつきましては、20年度保有車ですね。リース車ではない現有車を4台廃車します。それにかわりまして、1台、プロボックスのバン1,300ccと、あと軽自動車も2台リースするということで、その2台分のリース料で約60万くらいかかります。あと残りの40万くらいにつきましては、昨年計上しましたリースが1年間ではなくて3ヵ月ほど、2台分減額されておりましたので、その分加えますと約100万ほど増額しております。

続きまして、51ページの複写機につきましては260万、昨年より増額しております。この理由につきましては、現在あります健康課の1台、あと生涯学習課にありますコピー機1台、あと学校教育課にあります1台、合計3台をうちの予算に合算しました。これにつきましては、同じ富士ゼロックスのコピー機であるということと、一括して契約した方がコストの軽減につながるということで、そのようにしております。

55ページの社本育英事業基金元金が償還金としまして、通常は利子だけなんですけれども、今年度は元金の償還金という項目も計上しております。これにつきましては、5年前、当時金利がほとんどつかないという状況を考慮しまして、基金の原資4,000万ほどを16年4月1日から年0.6%、年間24万円の償還利子ということで、満期一括償還5年以内という条件で一般会計に繰り入れました。その償還日が21年、来年の3月31日となります。ですから、またそのときには基金へ戻し、定期による運用にするかどうか、また検討していく必要がございます。そのために、出で当初で予算計上しております。以上です。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 3点ほど御質問をいただきましたので、回答申し上げます。

まず37ページの各区の掲示板設置工事ですけど、いずれも新規です。場所につきましては、上小口、下小口、河北（仲沖）の3カ所を、区長さんから御要望いただきましたものを予算化させていただきました。

続きまして39ページ、行政区交付金につきましてはですけど、内容につきましては当初交付金が1世帯当たり1,700円掛ける世帯数プラス均等割掛ける11区ということで、これが1,331万円ほど、それから実績交付といたしまして、世帯数に200円を掛けたもの、それから均等割を10万円ということで253万6,000円ほど予算化させていただきました。当初交付につきましては、広報の配布、不燃物の分別、それから防犯灯の維持管理ということで、平成19年度と同じようをお願いしております。

それから実績交付の方ですけど、自主防災組織の整備、それから防犯灯の設置、それから安全・安心のまちづくりのための事業ということでお願いしております。なお、本年度、平成19年度の区長さんに平成19年度事業の実績交付について率直な御意見をいただきました。その中で、要綱の見直しも出てきますので、その場で即答は避けましたけど、最終的には現在行っております定額の負担について見直しを行いまして、定額から費用の2分の1補助という形で変えさせていただいたものであります。

それから防犯灯関係なんですけど、防犯灯の修繕に対する御要望をいただきまして、何とか補助対象の実績交付の中に入れてくれないかという御要望を各区からいただきました。これも本年度見直しをかせさせていただいたところでございます。

それから、パトロール隊の支援についても御要望をいただきまして、費用の2分の1の額を交付するという形で予算化させていただいたところでございます。

それから43ページの特別職報酬等審議会委員の報酬ですけど、本年は平成20年1月21日月曜日に開会いたしまして、町長の諮問に対して答申をいただいております。その内容につきましては、改正はなしということで答申をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) まず最初の掲示板の設置でございますが、これもいずれは行政区の一括交付金の方に組み入れられるのでしょうか。

それから2点目の現在の行政区の交付金ですが、権限を移譲される、財源も移譲されるということで、国の方針でもあるし、そういう手法については別に私は何も言いませんが、移譲していくたびにいろんな財源が少しずつカットされていくような気がするんです。こういうふうに一括ということになりますと、それが余計に目に見えません。こういうことはあってはいけないと思いますが、そのようなことはありませんか。また、いろんな備品等を購入する場合、各行政区で別々に買ってありますと非常に高いものにつきます。こういうものについては町の担当課の方でまとめて購入する等の支援をするお考えはございませんか。

それから審議会の関係でございますが、2月に開催したということでございますが、私は大口町特別職報酬等審議会条例を見てみますと、開催ができないんじゃないかというふうに理解するわけです。といいますのは、この委員につきましては町長がその必要の都度任命する。審議が終わればすぐ解任されるということですね。招集するのは、町長が任命した委員の互選によると。互選して、会長を選ぶわけですが、町長が任命してすぐ会長が決まるわけじゃないんです。委員の互選によるわけですので、任命した時点で会長はいないわけですが、いかようにしてこの2月の審議会は招集されたのか、教えてください。以上です。

議長(宇野昌康君) 行政課長。

行政課長(近藤孝文君) 3点ほど御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず掲示板を一括交付金に入れるかどうかという御質問ですけど、そのような計画は今のところ持ってはおりません。

それから2点目の、一括交付するたびに財源がカットされるんじゃないかという御心配の御意見をいただきました。現在、実績交付につきまして、考え方としてまだ各区の年度が終わってはおりません。ですので、予算化するときにある程度見切り発車をしまして、9月補正もあり得るということを企画財政とも話はしております。ですから、実績交付がどの程度各区から上がってくるのか。それに対して、もし必要であれば財源を補正で対応したいと思っております。

す。

それから、実績交付の打ち合わせのときに各区から意見をいただいたわけなんですけど、南部では旧の小字で組織してみえます。反対に、北部では河北、外坪はちょっとあれなんですけど、反対に余野なんかですと一つの地域で一つの区をつくっているような感じですね。そうすると、余野の会計のあり方と南部における会計のあり方が全然違うということが私どもはわかりました。ですから、そのときに区長さんには、くどいようなんですけど、一括交付金のあり方について再度説明をしていかないと、当初交付金をお配りしたときに、その交付金が本来の目的を達成されない前に、言い方はあれなんですけど、使われてしまいます。本来の目的でない形で一括交付金が使われてしまうんじゃないかというおそれがありますので、平成20年度の区長さんにもその件につきましては何度も何度も確認の意味を込めて諮っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから特別職報酬等審議会の開催につきましては、議員御指摘のとおり、開催しました。ということは、会長名でなくして町長名で開催いたしまして、その場で委嘱状を交付し、会長をその場で互選した経過がございます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 行政区一括交付金というのは、18年度から新しくできた制度でございます。それまでは個々の事業に対して補助されておりました。それが、18年度から実施されたわけですが、どうも積算の中でこういう事業とこういう事業を積み上げたものだよと言っていたわけですが、だんだん減っていくような気がいたします。最近でも、当時は防犯灯の補助も2,000円あったはずですが、何かちょっと私も正確なところは知りませんが、最近500円になったというようなこともお聞きします。こういうことで、だんだん行政区の方でも区費を上げるわけにもいかんし、防犯灯を維持管理していく上でも大変御苦労してみえます。私は、この一括交付金という制度そのものについては異論はありません、賛成です。地域の自主性が問われますし、いいことだと思うんですが、行政区には財源がありません。そういうことから考えて、決してそういうカットされることのないようにしていただきたいと思えます。

それから、審議会の条例につきましては、町長の招集で、そこで集まったところで委嘱状を出して任命した、その人たちで互選をしたということでございますが、そうならば、この条例を改正する必要があると思えますが、いかがでしょうか。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) ちょっと順番が逆になるかもしれませんが、特別職報酬審議会だけには限りませんが、各種委員会等の中で最初の寄りはどうしても

会長さんが見えないものですから、最初の寄りというのは町長名等で招集をかけまして、その場で委員さんの互選で会長、あるいは職務代理の方を選んでいただいて、議事進行等をしていただくというのが、私ども報酬審に限らずそんな形で進めさせていただいております。ですから、御承知のように区長会でもですけども、一番最初の招集は町長の名前でさせていただいて、2回目以降からは区長会の会長さんで招集をさせていただいておるとというのが現状でございます。ですから、それに沿った形でこの報酬審も1回、あるいは2回という、私の経験では2回程度の経験が多いわけですけども、そんな形でこの報酬審をする中で、最初は今も言いましたように、町長から委嘱状を交付して、町長の名前で招集をかけますが、2回目のときにはそこで互選をされました会長さんの名前で招集をいたしております。それをあえて、今回の今のお話は条例の中でということですけども、非常にそのあたりの表現が、最初の招集に関しては町長が招集をするというような文言になるのかなということは想定がつくんですけども、今も言いましたように、今までそれにさほど不自然さも感じずにやってきておりますので、これだけではございませんので、一度中身を精査してみたいと思っております。

それから行政区交付金ですけども、御承知のように議員さんが区長さんの折にいろいろと紆余曲折がある中で、当時、私どもが提案が一番最初にできたのは、過去3年ぐらいの実績、要するにハード、新設される部分も含んだ中でのおおむねの各行政区のそれぞれの補助金が幾らぐらい出ておったのかというようなものもベース、さらには防犯灯に関しては、それからさかのぼること3年ですが、江南警察署管内の近隣市町の防犯灯の設置の状況等を調査する中で、町独自でも1,600基計画というようなものも立てまして、それで防犯灯の整備をしてきて、もう行政としては一応江南署管内の他の市町のレベルに達したというような判断のもとに、行政区一括交付金の中で含めて、それぞれの行政区で管理運営等をしていただくというようなことで進めております。

それで、今維持管理交付金が2,000円だったのが500円になっておるといような受けとめ方かと思えますけれども、実は御承知のように行政区一括交付金で交付する段に、私どもが一つの交付金の額の算定基礎として、防犯灯の維持管理については1基500円という算定をさせていただいておるといことで、2,000円が500円に削られたというわけではなくて、大枠では18年度の当初に、できる限りお地元の区長さんの過去の実績等も理解する中で、総枠での交付金の額を決めてきたという経過がありまして、それを大幅に、今も言われますように個別の項目で上げたり下げたりというような操作は全くしておりませんし、今後もこの行政区交付金については1年度限りの区長さんになるわけですけども、毎年毎年区長会の中でいろいろ御協議をさせていただいておるとい経過もございますので、引き続きいろいろと区長さんの御意見等もお聞きをする中で、この交付金の本来の目的が達成が一日も早くできるような形で進めていきた

いというふうに思っております。

そんな中で、先ほど行政課長がお話をしましたように、球切れ、あるいはカバーの取りかえ、こんなようなものも対象にしてくれないだろうかというような御要望が、今年度、19年度の区長さんからは聞いております。ですから、そういうようなことも含めて、その積算根拠となる基準についての要綱等の見直しを行政課の方としては検討しておるということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 2点ほどお尋ねをしたいと思うんですが、まず巡回バス運行事業でございますが、43ページでございます。負担金として巡回バス運行事業、これ昨年より若干ふえておるわけですが、集中改革プランによりますと、平成20年度には3,500万ぐらいというようなことで、町長は削減したいという計画が出ておりますが、今回、こうやって多少でも増になっておりますが、まだ道半ばでいろんな施策をされるためにふえておるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから47ページ、庁舎の電気工事費とありますが、400万ぐらいの計上がされておったかと思いますが、庁舎内の電気工事、どのような電気工事が含まれておるのか、お尋ねをしたいと思います。

とりあえず以上でございます。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） それでは、42ページ、43ページの巡回バスの負担金に関連した御質問にお答えをさせていただきます。

まず、19年度と対比をいたしまして196万6,000円ほど増額をさせていただいております。これにつきましては、バスの車両を、今1台、中型のバスが走っておりますが、そうしたバスを導入した場合の経費の153万7,350円、それからガソリン代の増額分、そういったものを見込んでおります。その結果5,675万7,000円ということになるわけですが、この額が仮に事業費5,675万7,000円で契約をしたとしても、何とか3,500万から3,600万ぐらいの、最終的には町の持ち出しでいきたいと考えております。この場合、先ほど中型バスを入れかえるということですが、これを行っていかうとする場合には、そういった利用者が見込める状況をつくっていく中で、新しい中型の車両を導入していくということになるかと思っておりますので、そういったことを見込めなければ今の状態で行うということになります。そうした場合に153万7,357円という額につきましては減額をされてくるということになると思っておりますので、御了解

をいただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） 先ほど47ページ、庁舎電気工事の内容について御質問がございました。これにつきましては、庁舎の屋上にありますキュービクル、変圧器交換の工事に係る工事費になります。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 巡回バスの関係ですが、町の負担額を大幅に減とするような努力をしたいという取り組みなんです。事業の支出として5,600万ぐらい計上されておりますが、この中で収入ですね。その分を差し引きすると3,500万ぐらいの町費でいけるといふ考え方なんです。とりあえずお願いします。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 先ほど申し上げましたが、5,600万という形で支出をするということは、中型バスを導入するということでありまして、それを導入した場合には、それに見合うだけの利用者を見込んで導入するということになります。利用者を見込めば、当然収入の増加につながるということになります。例えば利用者が見込めなくて中型バスの導入をあきらめるといふことであれば、153万7,000円というのが追加されてこないということになります。そういったことを判断して、最終的には町費の持ち出し額を3,500万から3,600万ぐらいの範囲でおさめていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） 47ページの21番の庁舎の耐震補強の650万の件についてちょっとお尋ねします。

この庁舎耐震補強工事650万計上されておりますが、これにつきまして実施の発注予定時期と、それから設計の完成予定時期を教えてください。

それから、この設計委託には耐震化だけの設計でございますか。それについてもちょっとお尋ねしたいんです。と申しますのは、けさもございましたけど、庁舎の玄関に行きますと、庁舎の中がよくわからないとお聞きするお客さんが非常に多いわけですね。ですから、玄関先のディスプレイ等々を考えるような設計も入っていないのかどうかということを知りたいわけなんです。ただ耐震だけではなく、町民に与える、あるいは来庁者に与える満足度というのがないものですから、その辺のところを吟味して計画を組んでいただけないかということをお願い

いたします。

それからもう1点、庁舎の中にありますトイレの件であります。庁舎にはトイレが1階、2階、3階とあるわけなんですけど、現代風に言いますとトイレも最近変わってまいりました。1階の入りまして玄関の右側には身障者用もございます。それから洋式もございます。ただ、一番使われるのは、玄関の左側のところにあるトイレが一番多いかと思うんですね。そのトイレへ行きますと和式になっておるんですが、そういう点をよく御配慮願いまして、この耐震工事の計画をされるときに計画を組んでいただけないかをお尋ねいたします。以上、お願いいたします。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） ただいま庁舎耐震工事の御質問をいただきました。

発注時期はということでしたけれども、一応20年度で実施設計を、21年度に工事を施行していきたいと考えております。

あと、耐震工事以外に何か考えはあるかというような御質問をいただきました。これにつきましては、今のところ屋上防水とか窓枠のサッシの修繕等考えております。あと議員御指摘の玄関に入ったときの案内板が、上へ見て右、左と向けば出ておるわけなんですけど、今言った耐震工事の実施設計にあわせて、その中に含めて考えていけたらと考えております。

あと、同じようにトイレの洋式化も視野に入れながら考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） 今、20年度と21年度とお答えいただきました。12月のときに、私も地震については質問させていただいたんですけど、特に庁舎等は不特定多数の来庁者がお見えになります。地震はいつ起きるかわかりませんが、年度のこともあるかと思いますが、早急に計画を組んでいただいて、早急にやっていただくようお願いしたいと思うわけです。ひとつよろしくお願いいたします。

それから、今ありました玄関については、どうしても耐震工事と同時にやっていただくことを切にお願いいたします。以上です。

#### 散会の宣告

議長（宇野昌康君） 質疑の途中ですが、本日の日程はこれをもって終了いたします。

引き続き、3月10日月曜日午前9時30分から本会議を再開し、質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さんでした。

(午後 4時43分)

